

官
禁
號
外

昭和十六年二月十六日

左ノ政庫提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ
通牒フ受領セリ

一去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ

明治二十五年三月三十一日

○第七十六回 帝國議會衆議院議事速記錄第十四號

昭和十六年二月十五日(土曜日)
午後一時二十五分開議

第十二 住宅營團法案（政府提出）

議事日程 第十三號
昭和十六年二月十五日
午後一時開議

第一臨時陸軍材料資金特別會計法中
改正法律案(政府提出) 第一讀

第二 昭和十五年法律第六十九號中改

正法律案（支那事變ニ關スル一時賜

金トシテ交付スル爲公債發行ニ關ス
レ件(改訂提出) 第一讀

八作(政所提出) 第一章

案(政府提出)
第一讀

第四 農地開發法案(政府提出)

第五 木材統制法案(政府提出)

第一讀書

第六 昭和十六年度一般會計歲出人財
原三統ツル爲公積追加發行三關スル

法律案(政府提出) 第一讀

第七 陸軍軍法會議法中改正法律案

(政府提出 費族院送付) 第一讀

第六 河東宣法會議決正法律案
(政府提出、貴族院送付) 第一讀

第九 重要機械製造事業法案（政府提

第一讀會ノ續(委員長報生)

第十章 工作機械製造事業法中改正法律
案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報半
第五回

第十一 貸家組合法案(政府提出)

官報號外 昭和十六年二月十六日

衆議院議事速記録第十四號 議長ノ報告

左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ 通牒ヲ受領セリ	議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ 海外客死同胞慰靈殿建立助成ニ關スル建 議案	提出者 安達 謙藏君 植原悅二郎君 清水留三郎君 原口初太郎君 伊禮 肇君 川崎巳之太郎君 鶴見 祐輔君 (以上二月十三日提出)
議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ 如シ	八紘一字ニ關スル質問主意書 提出者 生田 和平君 西村 茂生君 代金引換郵便竝集金郵便事務休止ニ關ス ル質問主意書 (以上二月十三日提出)	提出者 生田 和平君 西村 茂生君 代金引換郵便竝集金郵便事務休止ニ關ス ル質問主意書 (以上二月十三日提出)
第七十六回帝國議會大藏省所管事務政府 委員被仰付	佐竹 晴記君 去十三日近衛内閣總理大臣ヨリ左ノ通發 令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ 國民貯蓄獎勵局次長 栗原 修 第七十六回帝國議會大藏省所管事務政府 委員被仰付	佐竹 晴記君 去十三日近衛内閣總理大臣ヨリ左ノ通發 令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ 國民貯蓄獎勵局次長 栗原 修 第七十六回帝國議會大藏省所管事務政府 委員被仰付
第七十六回帝國議會遞信省所管事務政府 委員被仰付	平川 松太郎君 小平 重吉君 東條 貞君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 小高 長三郎君 宇賀 四郎君 安藤 四郎君 小高 長三郎君 東條 貞君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 岡野 龍一君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 木村 武雄君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 岡野 龍一君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 紅露 昭君 武知 勇記君 武知 勇記君 川副 隆君 小山 亮君 上田 孝吉君 岡崎 憲君 小山 亮君 上田 孝吉君 隆君 小山 亮君 上田 孝吉君 牧野 中川 齋藤 直橋君 山崎 行吉 中川 重春君 若宮 厚三君 齋藤 直橋君 貞夫君 藤生 安太郎君 藤生 安太郎君 裕君 齋藤 直橋君 山本 厚三君 齋藤 直橋君 行吉 牧野 中川 重春君 角治君 牧野 中川 重春君	第七十六回帝國議會遞信省所管事務政府 委員被仰付
第七部選出豫算委員 去十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常 任委員左ノ如シ	海運監理官 松永 忠男 同 平野 力三君 米田富士雄 第七部選出豫算委員 去十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常 任委員左ノ如シ	第七部選出豫算委員 去十三日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常 任委員左ノ如シ
第一部選出決算委員 第四部選出決算委員 去十三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如 シ	治安維持法改正法律案(政府提出)委員 理事 世耕 弘一君 (理事松木弘君去 ノ如シ 治安維持法改正法律案(政府提出)委員 理事 世耕 弘一君 (理事松木弘君去 ノ如シ 十三日委員辭任ニ付其ノ補闕 之通君 補闕小山田義孝君	治安維持法改正法律案(政府提出)委員 理事 世耕 弘一君 (理事松木弘君去 ノ如シ 治安維持法改正法律案(政府提出)委員 理事 世耕 弘一君 (理事松木弘君去 ノ如シ 十三日委員辭任ニ付其ノ補闕 之通君 補闕小山田義孝君
第八部選出豫算委員 一君補闕)	菊池 良一君 伊東 岩男君 一ノ瀬俊民君 則元卯太郎君 阿部 茂夫君 石井徳久次君 大島 寅吉君 大野 伴睦君 駒井 重次君 清水太郎君 田中 源君 高畠龜太郎君 土屋 寛君 春名 成章君 平野 力三君 本田 布市郎君 三木 武夫君 山本 芳治君 東亞海運株式會社法案(政府提出)外一件 委員 平川 松太郎君 小平 重吉君 東條 貞君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 小高 長三郎君 宇賀 四郎君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 東條 貞君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 岡野 龍一君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 木村 武雄君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 岡野 龍一君 安藤 孝三君 安藤 四郎君 紅露 昭君 武知 勇記君 武知 勇記君 川副 隆君 小山 亮君 上田 孝吉君 岡崎 憲君 小山 亮君 上田 孝吉君 隆君 小山 亮君 上田 孝吉君 牧野 中川 齋藤 直橋君 山崎 行吉 中川 重春君 若宮 厚三君 齋藤 直橋君 貞夫君 藤生 安太郎君 藤生 安太郎君 裕君 齋藤 直橋君 山本 厚三君 齋藤 直橋君 行吉 牧野 中川 重春君 角治君 牧野 中川 重春君	第八部選出豫算委員 河野密君(前川正 シ)

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案
(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) (政府提出) 委員
辭任世耕 弘一君 補闕植原悅一郎君
辭任今井 健彦君 補闕星
辭任池田 淳秋君 補闕山本 厚三君
健康保險法中改正法律案(政府提出) 委員
辭任喜多壯一郎君 補闕山田 順策君
貸家組合法案(政府提出) 外二件 委員
辭任中山 福藏君 補闕池本甚四郎君
蠶絲業統制法案(政府提出) 委員
辭任三善 信房君 補闕芦田 均君
外國爲替管理法改正法律案(政府提出) 委員
辭任野口 喜一君 補闕伊東 岩男君
一昨十四日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ
決算委員 小山 譲君 (池崎忠孝君
補闕)
第四部選出
決算委員 浅沼稻次郎君 (河合義一君
補闕)
第七部選出
豫算委員 田中 耕君 (平野力三君
補闕)
一昨十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
國民貯蓄組合法案(政府提出) 外四件 委員
委員長 理事
伊東 岩男君 則元卯 太郎君
東亞海運株式會社法案(政府提出) 外一件
委員
愛野時 一郎君 小林房之助君
永山 忠則君 平川松太郎君
委員長 理事
小平 重吉君
東條 貞君
昭和十五年法律第六十九號中改正法律案
昭和十五年法律第六十九號中左ノ通改正
ス

一昨十四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
昭和十二年法律第九十二號中改正法律案
(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件) (政府提出) 委員
辭任池田 秀雄君 補闕高橋壽太郎君
外國爲替管理法改正法律案(政府提出) 委員
辭任田原 春次君 補闕河野 密君
健康保險法中改正法律案(政府提出) 委員
辭任永江 一夫君 補闕川俣 清吾君
○議長(小山松壽君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、日程第一及ビ第二ハ、便宜上一括議題トナスニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第一、臨時陸軍材料資金特別
會計法中改正法律案、日程第二、昭和十五
年法律第六十九號中改正法律案、右兩案ヲ
一括シテ第一讀會ヲ開キマス——廣瀬大藏
次官

第一 臨時陸軍材料資金特別會計法中
改正法律案(政府提出) 第一讀會
正法律案(支那事變ニ關スル一時賜
金トシテ交付スル爲公債發行ニ關ス
ル件) (政府提出)
臨時陸軍材料資金特別會計法中改正法
律案

第一條 公債ノ發行ヲ要シマスルノデ、昭和十五年
年度及同十六年度分ニ、「一億六千四百
二十萬圓」ヲ「六億三千二百七十萬圓」ニ
改ム

法律第六十九號中改正ニ關スル本法律案ヲ
提出致シマシタ次第アリマス
以上ノ各法律案ニ付キマシテハ、何卒御

審議ノ上速カニ御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ

希望致シマス
○議長(小山松壽君) 各案ノ審査ヲ付託ス
ベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市君 日程第一及ビ第二ノ兩案
ハ、一括シテ政府提出、昭和十六年度一般
會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關ス
ル法律案外一件 委員ニ併セ付託サレンコト
ヲ望ミマス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔政府委員廣瀬豐作君登壇〕

○政府委員(廣瀬豐作君) 只今議題トナリ
マシタ臨時陸軍材料資金特別會計法中改正
法律案外一件ニ付キマシテ、其ノ提出ノ理
由ヲ説明致シマス

先づ臨時陸軍材料資金特別會計法中改正
法律案ニ付テ申上ゲマス、陸軍ニ於テ事變
地ニアル軍需品ノ材料及び原料ヲ取得致シ
マスル數量ノ増加等ニ伴ヒマジテ、從來ノ
臨時陸軍材料資金ヲ以テシマシテハ、其ノ
取得上時々困難ヲ伴フコトガアリマスルノ
デ、臨時陸軍材料資金特別會計法第三條ニ
規定スル借入金ノ法定額ヲ一億圓ニ増加
シ、同資金ニ不足ヲ生ジマシタ場合ニハ、
借入金又ハ之ニ代ル國庫餘裕金ノ繰替使用
ニ依リ一時補足シ得ルコト致シマシテ、本法
律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ——日程第
三、委員會等ノ整理等ニ關スル法律案ノ第
一讀會ヲ開キマス——星野國務大臣

○議長(小山松壽君) 服部君ノ勸議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 服部君ノ勸議ニ御異
議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

第三 委員會等ノ整理等ニ關スル法律
案(政府提出) 第一讀會
第五十五條及附則第二項中「米穀自治
管理委員會ニ諸問シテ」ヲ削ル

第一條 米穀自治管理法中左ノ通改正ス
通改正ス

第五條 著作權法中左ノ通改正ス
通改正ス

第三條 「對支文化事業調查會ニ諸問
シテ」ヲ削ル

第三條 著作權法中左ノ通改正ス
通改正ス

第三十六條ノ三第一項ヲ左ノ如ク改
ム

第二十二條ノ五第二項又ハ第二十
七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額ニ
付主務大臣ノ諸問ニ應ゼシムル爲著
作權審査會ヲ置ク

第四條 映畫法中左ノ通改正ス
第十條 刪除

森會又ハ森林火災國營保險審査會ニ於テ爲シタル事件ノ受理其ノ他ノ手續又ハ審査ノ決定ハ農林保險審査會ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第四十條 第十二條又ハ第十三條ノ規定施行前農村負債整理資金特別融通及損失補償法第九條ノ負債整理資金特別融通損失審査會ニ於テ爲シタル決定ハ農林金融改善特別融通損失審査會ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第四十一條 第二十二條ノ規定施行前從前ノ昭和十二年法律第七十三號ノ罰則ヲ適用スペカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
第四十二條 第三十二條又ハ第三十四條乃至第三十六條ノ規定施行前第一次健康保險審査會、國民健康保險委員會、第一次職員健康保險審査會又ハ第一次船員保險審査會ニ於テ爲シタル事件ノ受理其ノ他ノ手續又ハ審査ノ決定若ハ意見ノ答申ハ當該審査會又ハ委員會ノ管轄シタル區域ヲ管轄スル地方社會保險審査會ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第三十二條、第三十三條、第三十五條又ハ第三十六條ノ規定施行前第二次健康保險審査會、第三次健康保險審査會、勞働者災害扶助責任保險審査會、第二次職員健康保險審査會又ハ第二次船員保險審査會ニ於テ爲シタル事件ノ受理其ノ他ノ手續又ハ審査ノ決定ハ中央社會保險審査會ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス
（國務大臣星野直樹君登壇）
○國務大臣（星野直樹君）只今議題トナリ
マシタル委員會等ノ整理等ニ關スル法律案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ説明致シマス
現在各種委員會、調查會等、各廳ニ設置セラレテ居リマスル調査審査機關ハ、ソレ相當時ノ效果ヲ擧ゲテ參ツタノデアリマ

第三條 勅令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ
主務大臣ハ前條ノ助成金ノ交付ヲ受クノ
者ニ對シ助成金ノ交付ヲ停止若ハ廢止
シ又ハ助成金ノ全部若ハ一部ノ返還
ヲ命ズルコトヲ得

助成金ノ返還ニ付テハ公共團體ニ對ス
ルモノヲ除クノ外國稅滯納處分ノ例ニ
依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特
權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第四條 農地開發營團ハ重要農產物ノ增
產ヲ圖ル爲必要ナル農地ノ開發ニ關ス
ル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル法人トス

第五條 農地開發營團ハ主タル事務所ヲ
東京市ニ置ク

農地開發營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ
必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコ
トヲ得

第六條 農地開發營團ノ資本金ハ三千萬
圓トシ之ヲ三十萬口ニ分チ一口ノ出資
金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣
ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

第七條 農地開發營團ノ出資者ハ政府、
公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシ
テ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役
員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議
決權ノ過半數カ外國人若ハ外國法人ニ
屬セザルモノタルコトヲ要ス

第八條 農地開發營團ハ出資ニ對シ出資
證券ヲ發行ス

出資證券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ
以テ定ム

第九條 政府ハ千五百萬圓ヲ限り農地開
發營團ニ出資スルコトヲ得
政府ノ引受ケタル出資ノ出資金拂込ハ
其ノ他ノ出資ノ出資金拂込ト之ヲ異ニ
スルコトヲ得

第十條 農地開發營團ノ出資者ノ責任ハ
其ノ出資額ヲ限度トス
出資者ハ農地開發營團ニ拂込ムベキ出
資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第十一條 出資者ハ農地開發營團ノ承認
ヲ經テ其ノ持分ヲ讓渡スコトヲ得
第十二條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ
農地開發營團ガ一月以上ノ相當ノ期間
ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ
出資者が拂込ヲ爲サザルトキハ農地開發
營團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ出
資者ノ持分ヲ處分スルコトヲ得
農地開發營團ハ持分ノ處分ニ依リテ得
タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定
メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ
從前ノ出資者ニ拂戻スコトヲ要ス
持分ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納
金額ニ満タザル場合ニ於テハ農地開發
營團ハ從前ノ出資者ニ對シ不足額ノ輸
濟ヲ請求スルコトヲ得
前三項ノ規定ハ農地開發營團が損害賠
償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求
ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

出資者ガ第一項ノ期間内ニ拂込ヲ爲サ
ザルトキハ農地開發營團ハ其ノ出資者
ニ對シ二週間内ニ出資證券ヲ農地開發
營團ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ
要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ出資證券
ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ農地開發營團ハ遲
滯ナク失效シタル出資證券ノ番號並ニ
其ノ出資者ノ氏名及住所ヲ公告スルコ
トヲ要ス

第十三條 農地開發營團ハ定款ヲ以テ左
事項ヲ規定スベシ

一 目的
二 名稱
三 事務所ノ所在地
四 資本金額、出資及資產ニ關スル事
項

五 役員及會議ニ關スル事項
六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
七 農地開發債券ノ發行ニ關スル事項
八 會計ニ關スル事項
九 公告ノ方法
定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更
第十四條 農地開發營團ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第十五條 農地開發營團ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條 農地開發營團ニ非ザル者ハ農地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
第十七條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及第五十七條並ニ非訟事件手續法第三十五條第一項ノ規定ハ農地開發營團ニ之ヲ準用ス
第十八條 農地開發營團ニ理事長副理事長各一人、理事五人以上及監事三人以上ヲ置ク
第十九條 理事長ハ農地開發營團ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス
副理事長ハ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
副理事長及理事ハ理事長ヲ輔位シ定款ノ定ムル所ニ依リ農地開發營團ノ業務ヲ分掌シ又ハ之ニ參與ス
監事ハ農地開發營團ノ業務ヲ監査ス
第二十條 理事長、副理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ジ理事長及副理事長ノ任期ハ四年、理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス
第二十一條 理事長、副理事長及業務ヲ

第三十二條 農地開發營團ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス
一 農地ノ造成及改良ニ關スル事業
二 前號ノ事業ニ附帶スル事項
三 其ノ他農地開發營團ノ目的達成上必要ナル事業
農地開發營團前項第二號又ハ第三號ノ認可ヲ受クベシ
第二十四條 農地開發營團ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限リ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得
第二十五條 農地開發債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト爲スコトヲ得
第二十六條 農地開發債券ハ農地開發債券換ノ爲一時第二十四條ノ制限ニ依ラズ農地開發債券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ農地開發債券ヲ券行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル償還スベシ
第二十七條 農地開發債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
第二十八條 政府ハ農地舊農地開發債券ヲ支拂ヲ保證スルコトヲ得
元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第三十九條 主務大臣ハ農地開發營團ニ對シ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得
第三十八條 農地開發營團ハ主務大臣之ヲ監督ス
第四十条 主務大臣ハ農地開發營團監理官ヲ置キ農地開發營團ノ業務ヲ監視セシム
農地開發營團監理官ハ何時ニテモ農地開發營團ノ業務及財產ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
第三十條 農地開發債券ノ所有者ハ農地開發營團ノ財產ニ付他ノ債權者ニ先チルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第三十一條 所得稅法及有價證券移轉稅法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ農地開發債券ニ之ヲ準用ス
第三十二條 第二十四條乃至前條ニ規定スルモノノ外農地開發債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十三條 農地開發營團ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス
第三十四條 農地開發營團ハ設立ノ時及事業年度ノ初ニ於テ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス
第三十五條 利益金ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ずセズ
第三十六條 農地開發營團ハ其ノ資本金ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎事業年度ニ於テ準備金トシテ利益金ノ百分ノ八以上ヲ積立ツベシ
前項ノ準備金ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ
第三十七條 農地開發營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合
前項ノ準備金ハ勅令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ
第三十八條 農地開發營團ハ拂込ミタル出資金額ニ對シ勅令ヲ以テ定ムル割合
農地開發營團ノ所得又ハ純益が各事業年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セズ但シ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間ハ此ノ限ニ在ラズ
第四十二条 農地開發營團ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ年及其ノ翌年ヨリ十年間其ノ事業ニ付所得ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除スルコトヲ得
第四十三条 道府縣、市町村其ノ他之ニ對スル法人稅及營業稅ヲ免除セラレタル期間農地開發營團ニハ前條第二項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル營業稅ノ附加稅ヲ除クノ外地方稅ヲ課スルコト得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

道府縣、市町村其ノ他ニ準ズベキモノハ農地開發營團が其ノ事業ノ爲ニスル不動産取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第四十四條 土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ農地開發營團が主務大臣ノ定ムル區域及計畫ニ依リ行フ左ノ各號ノニ該當スル事業（以下農地開發事業ト稱ス）ハ第四十五條乃至第六十一條ノ定ムル所ニ依ル

一 耕地整理法第一條第一號ノ耕地整

二 他人ノ所有ニ係ル農地ノ改良ヲ目的トシテ行フコトヲ得ル事業
又ハ變更

第四十五條 主務大臣前條ノ區域及計畫ヲ定メントスルトキハ農林計畫委員會及道府縣農地委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十六條 農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫メ農地開發事業ノ施行地區及實施計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條第二號ノ事業ニ付前項ノ認可ノ申請アリタルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ告示シ二十九以上ヲ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内実施計畫書ノ寫ヲ施行地區内ノ土地所有者及利害關係人ノ縱覽ニ供スベシ前項ノ土地ノ所有者又ハ利害關係人實施計畫書ニ記載セラレタル事項ニ關シ異議アルトキハ前項ニ掲タル期間内ニ主務大臣ニ之ヲ申出ソルコトヲ得

ニ依リ其ノ旨ヲ告示ス

第四十七條 御料地、國有地及官ノ用ニ供スル土地其ノ他勅令ヲ以テ定ムル土

地ハ農地開發營團ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 耕地整理施行地又ハ普通水利組合（水利組合法第九條第二項ノ場合ニ於ケル水害豫防組合ヲ含ム）若ハ北海道土功組合ノ區域内ノ土地ハ農地開發事業ノ施行地區ニ之ヲ編入スルコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九條 農地開發事業施行ノ準備ノ爲必要アルトキハ農地開發營團ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ職員ヲシテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲シ障害物ヲ移轉又ハ除去セシムルコトヲ得但シ之ニ因リテ生ジタル損害ハ之ヲ補償スベシ

第五十條 左ノ各號ノニ該當スル土地ハ農地開發營團之ヲ收用スルコトヲ得

一 農地ノ造成ニ供スル未墾地
二 前號ノ未墾地附近ノ土地ニシテ當該未墾地ト併セテ耕地整理ヲ施行スルヲ必要トスル土地

第五十一條 前條第二項及第三項ノ規定ノ土地ノ管轄及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 前條第二項及第三項ノ規定ノ土地ノ管轄及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ準用ス

土地ノ管理及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

土地ノ管轄及處分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

水利組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル者ハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲タル設
備ノ引渡ヲ受ケ之ヲ維持管理スベシ
第六十條 耕地整理法第六條、第十八條
乃至第二十一條、第二十二條第二項第
三項、第二十三條、第二十四條及第二
十七條ノ規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
第四十四條第二號ノ農地開發事業ニ之
ヲ準用ス

第六十一條 本法ニ定ムルモノヲ除クノ
外農地開發事業ニ付必要ナル事項ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 農地開發營團ノ理事長、副
理事長、理事、監事又ハ使用人其ノ職
務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ
若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役
又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス因テ不正
ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザ
ルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以
下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之
ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收
タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金ニ處ス

第六十三條 前條第一項ニ掲タル者ニ賄
賂ヲ交付シ又ハ之ヲ提供シ若ハ約束シ
タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキ
ハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ
得

第六十四條 農地開發營團本法若ハ本法
ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲
ス處分ニ違反シタルトキハ理事長又ハ
理事長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副理
事長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副理事
長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副
理事長又ハ理事ヲ過料ニ處ス副理事
長同ジ

第六十五條 農地開發營團ノ理事長、副
理事長開發營團ノ理事長、副理事長

理事長又ハ業務ヲ分掌スル理事第二十
一條ノ規定ニ違反シ他ノ職業ニ從事シ

月三十一日限リ之ヲ廢止ス但シ同日以
前ニ同法ニ依ル助成金交付ノ指令ヲ受

ヲモ致シ得ルガ如クニ、各地域ニ於テソレ

タルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

タルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十六條 第十六條ノ規定ニ違反シ農
地開發營團又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用
ヒタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

タルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十七條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長
官ニ委任スルコトヲ得

第五條 農地開發營團力農地開發債券
付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十八條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ
付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ
農地開發營團ノ設立ニ關スル事務ヲ處
理セシム

第七十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務
大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ
出資者ヲ募集スベシ

第七十一條 設立委員ハ出資者ノ募集ヲ
終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣
ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ

前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員
ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシ
ムルコトヲ要ス

第七十二條 出資第一回ノ拂込完了シタ
ルトキハ出資者ノ總會ヲ招集スベシ

前項ノ總會終結シタルトキハ設立委員
ハ遲滯ナク其ノ事務ヲ農地開發營團理
事長ニ引渡スベシ

第七十三條 本法ニ規定スルモノノ外農
地開發營團ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因
リテ成立ス

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今議題ト相成
リマシタ農地開發法案ノ提案ノ理由ヲ御説
明申上ガマス

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今上程ニ相成リマシタ農
地開發法案ハ、其ノ計畫スル所が極メ太
デアルニ拘ラズ、農林大臣ノ御説明ハ極メ
テ簡單デアリマシテ、果シテ此ノ計畫ヲ實
行シ得ルヤ否ヤト云フ點ニ、多大ノ不安ヲ
感ズル者デアリマス、故ニ私ハ五、六ノ疑
問ノ擧げマシテ、政府ノ所信ヲ御伺ヒシタイ
ト思フノデアリマス

○釘本衛雄君(田子民君) 質疑ノ通告ガアリ
マス、順次之ヲ許シマス——釘本衛雄君

○釘本衛雄君(田子民君) 只今上程ニ相成リマシタ農
地開發法案ハ、其ノ計畫スル所が極メ太
デアルニ拘ラズ、農林大臣ノ御説明ハ極メ
テ簡單デアリマシテ、果シテ此ノ計畫ヲ實
行シ得ルヤ否ヤト云フ點ニ、多大ノ不安ヲ
感ズル者デアリマス、故ニ私ハ五、六ノ疑
問ノ擧げマシテ、政府ノ所信ヲ御伺ヒシタイ
ト思フノデアリマス

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今議題ト相成
リマシタ農地開發法案ノ提案ノ理由ヲ御説
明申上ガマス

現下我國内外ノ情勢ニ鑑ミマシテ、主
要食糧品等ノ自給強化方策ヲ確立實行致シ
マシテハ、長期ニ亘ル日滿支ヲ通ズル綜合

的需給計畫ニ基キマシテ、將來人口ノ増加ニ
伴フ需要ノ增加ニ對處致シマスルノミナラズ

(議長退席、副議長着席)

國民經濟ノ圓滑ナル運営ニ必要ナル貯藏

月三十一日限リ之ヲ廢止ス但シ同日以
前ニ同法ニ依ル助成金交付ノ指令ヲ受

ケタル者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル
從ヒ登録稅ヲ納ムヘン

ク改ム

第五條 農地開發營團力農地開發債券
付登記ヲ受ケタルトキハ左ノ區別ニ
一 農地開發債券又ハ其ノ第二回以
後ノ拂込

二 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止
毎一件 金十圓

三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四 登記事項ノ變更、消滅又ハ廢止
毎一件 金十圓

五 農地開發營團ノ發スル出資證券

六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

二十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

三十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

四十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

五十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

六十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

七十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

八十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

九十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百零九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十一 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十二 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十三 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十四 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十五 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十六 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十七 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十八 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百一十九 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 登記事項ノ受クルトキハ每一件
千分ノ二

ト致シマスルト、新タニ一年五万町歩ノ耕
地ヲ造成シ、更ニ十五、六万町歩ノ土地ヲ
改良スルト云フコトデアリマスガ、サウ致
シマスト、ドウ計算致シマシテモ、一年ニ
延ベニシテ四、五千万人ノ勞力ガ必要トナ
ツテ參ルノデアリマス、而モ現下ノ情勢カ
ラ致シマシテ、左様ナ莫大ノ勞力ガ果シテ
何處カラ供給サレルデアリマセウカ、私ハ
其ノ點ニ於テ第一本法案ハ行詰リヲ來スデ
ナイカト心配スル者デアリマス（拍手）現在
ノ耕地デスラモ、勞力ガ足リナイ爲ニ、十
分ノ仕付ケヲナシテ、十分ノ手入ヲナシ得
ナイト云フ狀態ニアルノデアリマスカラ、
ソコニ新タニ一年五万町歩ノ新規造成ヲス
ルナドト言ツテ見マシテモ、逆モソレニ必
要ナ勞力ハ得ラレル筈ガナインデアリマス、斯
而モ此ノ勞力ニ對シテハ、炭礦業其ノ他各
方面ニ非常ナ需要ガアリマシテ、日々ノ新
聞ヲ見マシテモ、一日日給五圓或ハ六圓ト
云フヤウナ高イ賃銀ヲ拂ツテ、鉢太鼓デ其
ノ勞力ヲ募集シテ居ルノデアリマスカラ、
元來利潤ノ少イ開墾事業カラ貰ハレル勞銀
ヲ目的トシテ、其ノ方ニ行ク勞働者ナドハ
ツテ居ラレルカ、御伺ヒシタノデアリマス
更ニ拓務省ハ二十年計畫カデ、滿洲ニ百
万戸、五百万人ノ移民ヲ送ルト云フ計畫ヲ
立テテ、折角是ガ遂行ニ努力中デアルノデ
アリマスガ、今申上ゲタ此ノ法案ノ新規開
墾ノ造成ト、果シテ其ノ計畫トガ兩立スル
デアリマセウカ、私ノ見ル所デハ、之ヲ同
時ニ行フコトハ、到底數ガ之ヲ許サヌト思
フノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ對シテ農
林大臣ト拓務大臣トノ間ニ如何ナル御打合
セガアルノデスカ、承ツテ置キタイト思フノ
デアリマス、ヨク勞力ノ節約ヲ圖ル爲ニ、農
村ノ電化トカ或ハ農村ノ機械化トカ云フヤ
ウナコトヲ唱ヘル人ガアリマスガ、ソレハ平
時ノ場合ニ於ケル理想論デアリマシテ、今日

ノ如ク電力ガ極端ニ缺乏ヲ告げ、機械モ亦同
様ノ狀態ニアリマス際ニ叫ンデ見タ所デ、
改良スルト云フコトデアリマスガ、サウ致
シマスト、ドウ計算致シマシテモ、一年ニ
延ベニシテ四、五千万人ノ勞力ガ必要トナ
ツテ參ルノデアリマス、而モ現下ノ情勢カ
ラ致シマシテ、左様ナ莫大ノ勞力ガ果シテ
何處カラ供給サレルデアリマセウカ、私ハ
其ノ點ニ於テ第一本法案ハ行詰リヲ來スデ
ナイカト心配スル者デアリマス（拍手）現在
ノ耕地デスラモ、勞力ガ足リナイ爲ニ、十
分ノ仕付ケヲナシテ、十分ノ手入ヲナシ得
ナイト云フ狀態ニアルノデアリマスカラ、
ソコニ新タニ一年五万町歩ノ新規造成ヲス
ルナドト言ツテ見マシテモ、逆モソレニ必
要ナ勞力ハ得ラレル筈ガナインデアリマス、斯
而モ此ノ勞力ニ對シテハ、炭礦業其ノ他各
方面ニ非常ナ需要ガアリマシテ、日々ノ新
聞ヲ見マシテモ、一日日給五圓或ハ六圓ト
云フヤウナ高イ賃銀ヲ拂ツテ、鉢太鼓デ其
ノ勞力ヲ募集シテ居ルノデアリマスカラ、
元來利潤ノ少イ開墾事業カラ貰ハレル勞銀
ヲ目的トシテ、其ノ方ニ行ク勞働者ナドハ
ツテ居ラレルカ、御伺ヒシタノデアリマス
更ニ拓務省ハ二十年計畫カデ、滿洲ニ百
万戸、五百万人ノ移民ヲ送ルト云フ計畫ヲ
立テテ、折角是ガ遂行ニ努力中デアルノデ
アリマスガ、今申上ゲタ此ノ法案ノ新規開
墾ノ造成ト、果シテ其ノ計畫トガ兩立スル
デアリマセウカ、私ノ見ル所デハ、之ヲ同
時ニ行フコトハ、到底數ガ之ヲ許サヌト思
フノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ對シテ農
林大臣ト拓務大臣トノ間ニ如何ナル御打合
セガアルノデスカ、承ツテ置キタイト思フノ
デアリマス、ヨク勞力ノ節約ヲ圖ル爲ニ、農
村ノ電化トカ或ハ農村ノ機械化トカ云フヤ
ウナコトヲ唱ヘル人ガアリマスガ、ソレハ平
時ノ場合ニ於ケル理想論デアリマシテ、今日

ノ如ク電力ガ極端ニ缺乏ヲ告げ、機械モ亦同
様ノ狀態ニアリマス際ニ叫ンデ見タ所デ、
改良スルト云フコトデアリマスガ、サウ致
シマスト、ドウ計算致シマシテモ、一年ニ
延ベニシテ四、五千万人ノ勞力ガ必要トナ
ツテ參ルノデアリマス、而モ現下ノ情勢カ
ラ致シマシテ、左様ナ莫大ノ勞力ガ果シテ
何處カラ供給サレルデアリマセウカ、私ハ
其ノ點ニ於テ第一本法案ハ行詰リヲ來スデ
ナイカト心配スル者デアリマス（拍手）現在
ノ耕地デスラモ、勞力ガ足リナイ爲ニ、十
分ノ仕付ケヲナシテ、十分ノ手入ヲナシ得
ナイト云フ狀態ニアルノデアリマスカラ、
ソコニ新タニ一年五万町歩ノ新規造成ヲス
ルナドト言ツテ見マシテモ、逆モソレニ必
要ナ勞力ハ得ラレル筈ガナインデアリマス、斯
而モ此ノ勞力ニ對シテハ、炭礦業其ノ他各
方面ニ非常ナ需要ガアリマシテ、日々ノ新
聞ヲ見マシテモ、一日日給五圓或ハ六圓ト
云フヤウナ高イ賃銀ヲ拂ツテ、鉢太鼓デ其
ノ勞力ヲ募集シテ居ルノデアリマスカラ、
元來利潤ノ少イ開墾事業カラ貰ハレル勞銀
ヲ目的トシテ、其ノ方ニ行ク勞働者ナドハ
ツテ居ラレルカ、御伺ヒシタノデアリマス
更ニ拓務省ハ二十年計畫カデ、滿洲ニ百
万戸、五百万人ノ移民ヲ送ルト云フ計畫ヲ
立テテ、折角是ガ遂行ニ努力中デアルノデ
アリマスガ、今申上ゲタ此ノ法案ノ新規開
墾ノ造成ト、果シテ其ノ計畫トガ兩立スル
デアリマセウカ、私ノ見ル所デハ、之ヲ同
時ニ行フコトハ、到底數ガ之ヲ許サヌト思
フノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ對シテ農
林大臣ト拓務大臣トノ間ニ如何ナル御打合
セガアルノデスカ、承ツテ置キタイト思フノ
デアリマス、ヨク勞力ノ節約ヲ圖ル爲ニ、農
村ノ電化トカ或ハ農村ノ機械化トカ云フヤ
ウナコトヲ唱ヘル人ガアリマスガ、ソレハ平
時ノ場合ニ於ケル理想論デアリマシテ、今日

ノ如ク電力ガ極端ニ缺乏ヲ告げ、機械モ亦同
様ノ狀態ニアリマス際ニ叫ンデ見タ所デ、
改良スルト云フコトデアリマスガ、サウ致
シマスト、ドウ計算致シマシテモ、一年ニ
延ベニシテ四、五千万人ノ勞力ガ必要トナ
ツテ參ルノデアリマス、而モ現下ノ情勢カ
ラ致シマシテ、左様ナ莫大ノ勞力ガ果シテ
何處カラ供給サレルデアリマセウカ、私ハ
其ノ點ニ於テ第一本法案ハ行詰リヲ來スデ
ナイカト心配スル者デアリマス（拍手）現在
ノ耕地デスラモ、勞力ガ足リナイ爲ニ、十
分ノ仕付ケヲナシテ、十分ノ手入ヲナシ得
ナイト云フ狀態ニアルノデアリマスカラ、
ソコニ新タニ一年五万町歩ノ新規造成ヲス
ルナドト言ツテ見マシテモ、逆モソレニ必
要ナ勞力ハ得ラレル筈ガナインデアリマス、斯
而モ此ノ勞力ニ對シテハ、炭礦業其ノ他各
方面ニ非常ナ需要ガアリマシテ、日々ノ新
聞ヲ見マシテモ、一日日給五圓或ハ六圓ト
云フヤウナ高イ賃銀ヲ拂ツテ、鉢太鼓デ其
ノ勞力ヲ募集シテ居ルノデアリマスカラ、
元來利潤ノ少イ開墾事業カラ貰ハレル勞銀
ヲ目的トシテ、其ノ方ニ行ク勞働者ナドハ
ツテ居ラレルカ、御伺ヒシタノデアリマス
更ニ拓務省ハ二十年計畫カデ、滿洲ニ百
万戸、五百万人ノ移民ヲ送ルト云フ計畫ヲ
立テテ、折角是ガ遂行ニ努力中デアルノデ
アリマスガ、今申上ゲタ此ノ法案ノ新規開
墾ノ造成ト、果シテ其ノ計畫トガ兩立スル
デアリマセウカ、私ノ見ル所デハ、之ヲ同
時ニ行フコトハ、到底數ガ之ヲ許サヌト思
フノデアリマスガ、ソレ等ノ點ニ對シテ農
林大臣ト拓務大臣トノ間ニ如何ナル御打合
セガアルノデスカ、承ツテ置キタイト思フノ
デアリマス、ヨク勞力ノ節約ヲ圖ル爲ニ、農
村ノ電化トカ或ハ農村ノ機械化トカ云フヤ
ウナコトヲ唱ヘル人ガアリマスガ、ソレハ平
時ノ場合ニ於ケル理想論デアリマシテ、今日

問ヲ持ツ者デアリマスガ、併シ本法案提出ノ趣旨ニハ無條件デ賛成スル者デアリマス、元來國土ガ極メテ狹小デ、耕地ガ極メテ少イノデアリマスカラ、本法案ノ如キハ疾ニ提出サレテ然ルベキデアツタノデアリマス、今日漸ク此ノ時局ノ波ニ乗ツテ、初メテ本法案ノ提出ヲ見タト云フガ如キコトハ、寧ロ農林當局ノ緩慢フ語ルモノデアルト思ツテ、遺憾ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

○國務大臣石黒忠篤君登壇　只今釘本サンカラノ御質問デゴザイマスガ、大體五點ニナ

拓務大臣、企畫院總裁、陸軍大臣等ノ御説明ヲ煩ハシタトイ存ジマス(拍手)

(國務大臣石黒忠篤君登壇)

○國務大臣(石黒忠篤君)　只今釘本サンカラノ御質問デゴザイマスガ、大體五點ニナ

ツテ居ルヤウニ伺ヒマシタ第一點ハ、本計畫ノ遂行ニ當ツテハ勞力

ニ非常ニ關係ガ深イ之ニ對シテ如何様ニヤ

ツテ行ク積リアルカト云フ御尋ネデアリ

マス、本計畫ノ遂行ニ當リマシテハ、御尋ネノ

通リニ勞力ガ洵ニ重大ナ關係ヲ持ツノデア

リマス、年々約二千万人位ハ要ルノデハナ

カラウカト云フ風ニ考ヘマス、只今労力ノ需

要ガ、各重要工業方面カラ懇ヘラレテ居ルコ

トガ、頗ル急ナル狀態ニ下ニ於キマシテ、其

ノ給源ヲ農村ニ求メラレテ居ルコトガ澤山

デアル際ニ於キマシテ、斯様ナ勞力ヲ要シ

スル農業土木事業ヲ行フト云フコトハ、是ハ

中々困難ガアルト云フコトハ、農林當局ニ於

キマジテモ深ク感ジテ居ルノデゴザイマス、

併シナガラ釘本サンノ御言葉ノ中ニモアリ

マシタヤウニ、此ノ國土開發ノ計畫ハ、實

ハ甚ダ遅レテ居ルト考ヘルノデアリマシテ、非

常ニ困難ナ際デハゴザイマスルガ、農村ノ

今日速カニ之ヲ實行ニ着手スルニアラザレ

バ、國家ト致シマシテ、悔ヲ千載ニ貽スノ

デハナカラウカト考ヘテ居リマスカラ、非

常ニ困難ナ際デハゴザイマスルガ、農村ノ

少シデモ餘リノアル労力ヲ活用致シマシテ

……(餘リハナイト呼ブ者アリ)餘リノナイ

モノハ搾リ出シテデモ之ヲ開發ヲ致サナケ

レバ、國家千載ノ悔ヲ貽スト私ハ考ヘル、現

存ノ農村ノ青年團其ノ他ニ十分ノ奮起ヲ促

シマシテ、此ノ事業ヲ遂行致シタイト、斯

ウ云フ考ヘヲ持ツテ居ルノデアリマス、共

同施設等ニ關シマシテノ御指摘ノ點ハ、十

分ニ注意ヲ致シテヤリケイト考ヘテ居リマ

ス

次ニ第二ノ御質問ハ、從來ノ開墾ニ付テ

ハ、往々水利ノ關係ヲ考慮シナカツク爲ニ、現

成果ヲ得ラレナカツタ憾ミガアル、此ノ點

ニ注意ヲシナイデ、新タニ開墾ヲ獎勵スル

ト云フヤウナコトハ、如何カト思フト云フ

ヤウナ御話ガアリ、是が爲ニハ大規模ナル電

力ノ利用及ビ「ダム」等ノ點ニ聯繫ヲ持ツテ

計畫ヲ進ムベキデハナイカト云フ御尋ネデ

アリマス、從來ノ農業水利事業ニ對シマシ

テ、水ノ關係ニ付テ相當ニ慎重ニ考慮ヲ致

シテ計畫ヲ立テラレテ居ルト考ヘルノデア

リマスルガ、中ニ二、三計畫ニ豫期ノ通り

ニ參ラナカツタ事例モアツカト考ヘテ居

リマスカラ、今後ニ於キマシテハ十分ノ注

意ヲ致シマシテ、地域ノ決定ヲ致シマス際

ニ、此ノ點ニ非常ナ重點ヲ置キマシテ監督

ノ立案ニ着手中デアリマスルノデ、是等ノ

ニ各方面ヲ考ヘテ樹デルト云フコトニ付キ

マシテハ、政府ニ於テ只今其ノ實際ノ計畫

ノ立案ニ着手中デアリマスルノデ、是等ノ

<

ノデハナインデアツテ、或ハ分村計畫、分
郷計畫ヲ立テマシテ、農村ノ人口ヲ組織的
ニ、合理的ニ送出シテ行クト云フコトデ、
成ベク農村ノ勞力ヲ跛行的ニ相成リマセヌ
ヤウニ考慮ヲ致シテ參リタイ、抽象的ニ申
セバ、勞務動員計畫ト云フモノヲ立テマシ
テ、其ノ動員計畫ニ基イテ實行政シテ參ル
譯ニアリマス、一面ニ於テ資金ノ計畫モア
リ、又資材ノ計畫モアリ、總テノコトヲ睨
合ハセテ實行政シテ參ル譯ニアリマスカラ、
サウ大シテ此ノ農地開發法ヲ實行スル上ニ
於テ、勞力上憂フベキ影響ヲ與ヘルモノト
ハ考ヘテ居リマセヌ、固ヨリ農地開發法ヲ
實行スル上ニ於キマシテ、滿洲開拓民送出
ト云フヤウナ計畫ガナケレバ、其ノ點カラ
ノミ眺メマスルト、ソレハ送出計畫ヲ止メ
タ方ガ宜イカモ知レマセヌガ、一面ニ於キ
マシテ、滿洲開拓民送出計畫ト云フノハ、
滿洲國ヲ健全ニ發達セシメ、之ニ依ツテ我
ガ大陸政策ノ遂行ヲ全クシテ行カウト云フ、
一ツノ國策カラ出テ居ルコトナノデアリマ
スカラ、多少一面ニ於テ遺憾ノ點ガアリマ
シテモ、此ノ大計畫ヲ止メルト云フ譯ニハ
参リマセヌ、要スルニモノハ緩急ヲ計ツテ
宜シキヲ制シテ行クコトガ必要デアラウト
考ヘテ居リマスルノデ、私ハ此ノ農地開發
法案ノ實行ト、滿洲開拓民ノ送出計畫トヲ
兩立セシメテ行クコトガ、目下我國ニ課
セラレタル要請ニアラウト考ヘマシテ、之
ヲ併セ實行スルコトニ進メテ參リタイト存
ジマス

付キマシテ極メテ簡単ニ御答へ致シマス
國土計畫ハ言フマデモナク我ガ國ヲ中心ト
致シマシテ、日滿支ノ國力ヲ完全ニ發揮ス
ルコトヲ目標トシテ、其ノ土地々々ニ應ズ
ルヤウニ、適當ナル產業ノ分布ヲ行ハント
スルコトヲ、一ツノ目標ニ致シテ居ルノデ
アリマスガ、我國ノ產業ノ分布ニ付キマ
シテハ、最モ重點ハ農工並進ト云フコトデ
アリマス、即チ我國ニ於キマシテハ、將
來我國ニ適スル工業ヲ益、發達セシム必
要ガアリマスガ、併シナガラ是ト相竝ンデ
我ガ國ノ農業ト云フモノヲ、更ニ發達シテ
行クコトヲ常ニ考へナケレバナラスト思フ
ノデアリマス、而シテ工業ノ分ニ付キマシ
テハ、特別ニ國土計畫トシテ今日考ヘラレ
テ居ル問題ハ、斯クノ如ク工業ヲ發達サセ
ルコトハ、極メテ必要デアリマスルガ、併シ
ナガラ今日ノ現狀ノ如ク是ガ悉ク二、三ノ
都會ニ集中致シマシテ、其ノ爲ニ例ヘバ防
空上或ハ國土防衛上ニ非常ナル問題ヲ惹起
スルトカ、或ハ此ノ爲ニ國民ノ保健上、或
ハ人口問題上ノ幾多ノ問題ヲ生ジテ居ルノ
デアリマスルガ故ニ、工業ガ特ニ都會ニ集
中スルト云フコトニ付キマシテハ、之ニ適
當ナル検討ヲ加ヘルコトガ、國土計畫ノ工
業ニ關スル重大ナル問題デアリマス、農業ニ
關シマシテハ、是ハ固ヨリ吾々ハ將來大陸
ト云フモノヲ以テ、農業上ノ資源ノ一つノ
穀倉ト考ヘテ居リマスガ、併シナガラ少ク
トモ重要穀物ニ付キマシテハ、國內ニ於テ
出來ル限り之ヲ生産スルコトヲ圖リマシテ、
ノ兩者ノ國土計畫上ニ於ケル所ノ目標ト云
フモノハ、自ラソニニ相一致スル場合モゴザ
ルノデゴザイマス、ソコニ反對ノ立場ニ立ツ場合
モゴザイマス、之ヲ按配スルト云フコトガ、
農壇殊ニ米麥等ヲ產スルニ適當ナル土地ハ、
出來ルダケ之ヲ愛情致シマシテ、之ヲ農業
ノ爲ニ用ヒルト云フコトヲ中心ト致シテ居
出來ル限り之ヲ生産スルコトヲ圖リマシテ、
ノ兩者ノ國土計畫上ニ於ケル所ノ目標ト云

國土計畫ノ一番大事ナ眼目デゴザイマス、而シテ之ヲ目標致シテ居リマスルガ、此ノ點ハ御承知ノ通り各般ノ關係ガゴザイマスルノデ、之ヲ拙速ニ決メル譯ニモ参リマセヌ、ソコデ今回ノ國土計畫ト致シマシテハ、各方面ノ資料ヲ集メテ、各方面ノ意見ヲ聽キマシテ、之ニ對シテ適實ナル計畫ヲ立テントスルコトヲ以テ目標ト致シテ居リマス、併シ斯クノ如ク計畫ヲ立テルニハ相當ノ日時ヲ要スル譯デゴザイマス、然ラバ其ノ間ハドウスレバ宜イカト云フコトニ付キマシテハ、先程農林大臣カラ御話ニナリマシタヤウニ、取敢ズノ處置ト致シマシテハ、先般發布サレマシタ總動員法ニ基キマスル農地等ノ管理ニ關スル勅令ト云フ、其ノ勅令ノ一項ニ於ギマシテ、現在農地ト云フモノヲ潰シマシテ、工場其ノ他ニ用フル場合ニ於キマシテハ、大小ニ依リマシテ、或ハ農林大臣ノ許可ヲ得、或ハ地方長官ノ許可ヲ得ルコト致シマシテ、又政府ニ於テ各般ノ工場其ノ他ノ爲ニ土地ヲ潰スト云フ場合ニ於キマシテモ、農地ヲ用フルト云フ場合ニハ、農林大臣ニ協議スルト云フヤウナコトニ致シタノデアリマス、隨ヒマシテ具體的ノ場合ニ於ジマシテ、眞ニ農地ト云フ場合ニ付キマシテハ、具體的ノ場合々々ニ致シマシテ、我國ノ農業增産ノ爲ニ必要ナリトシ、殊ニ今回ノ計畫ノ如キ巨額ノ費用ヲ投ジマシテ、農地トシテ開發スルヤウナ土地ニ付キマシテハ、具體的ノ場合ニテマジマシテ、之ヲ農地トシテ將來永久ニ保存スルヤウナ處置ヲ執ツテ行キタイ、斯ウ存ジテ居リマス、斯クシテ臨時ノ處置ヲ執リマスル中ニ、一方ニ於キマシテハ、先程申シマシタヤウナ國土計畫ノ設定ニ依リマシテ、農工並進共榮ト云フコトヲ期シタイト、斯ウ存ジテ居ル次第デゴザイマス、一言御答へ致シマス(拍手)

ノ用意アリヤト云フ御尋ネデゴザイマスガ、ソレハ日支事變
軍隊ハ協力スルノ用意アリト御答へ致シマス
(拍手)ソレナラバドウ云フ方法カ、斯ウ
ス(拍手)ソレナラバドウ云フ方法カ、斯ウ
云フ御尋ネガアルダラウト思ヒマスカラ、
豫メ御答ヲシテ置キマス、ソレハ日支事變
開始後、非常ニ急速ニ農村ノ勞力不足ヲ告
ゲマシタ時ニ、御記憶ノ方モ多數オアリニ
ナルト思ヒマスガ、軍隊ハ農繁期ニ、教育
訓練ノ非常忙シイ時デゴザイマシタケレ
ドモガ、之ヲ割愛ヲシテ、農村ニ兵ヲ休暇ヲ
ヲ與ヘテ歸シ、此ノ農繁期ノ困難ヲ補助シ
ナルト思ヒマスガ、軍隊ハ農繁期ニ、教育
訓練ノ非常忙シイ時デゴザイマシタケレ
ドモガ、之ヲ割愛ヲシテ、農村ニ兵ヲ休暇ヲ
ヲ與ヘテ歸シ、此ノ農繁期ノ困難ヲ補助シ
ケハ、休暇ヲ與ヘルコトニ致シテ居ツタノ
許シテ宣シイト云フコトニナツテ居リマス、
デゴザイマシテ、只今ハ其ノ權限ハ、師團
長ガ非常ニ勞力ヲ要スルト認メタ場合ハ、
於キマシテ、必要ナル時期必要ナル方面ダ
教育訓練上差支ナイ範圍ニ於テハ、休暇ヲ
ケハ、休暇ヲ與ヘルコトニ致シテ居ツタノ
之ヲ以テ勞力ノ補足ヲ致シタイト考ヘテ居
ル次第デアリマス
尙ホ附加ヘテ申上ゲタイコトハ、農地開
發ニ關シマシテ、軍ハ多クノ演習地若シク
ハ廣大ナル飛行場ヲ擁シテ居ルノデゴザイ
マシテ、一見甚ダ不生產的ナ地域ヲ澤山持
ツテ居ル譯デゴザイマスカラ、最近是等ノ
地域ニ於テ、各々ノ目的ヲ害シナイ範圍ニ
於テハ、之ヲ青年團ノ他ニ開放ヲシテ、
農作物ヲ作ラシテ宜シイ、斯ウ云フ風ニ指
令ヲ致シテ居リマス、是モ併セテ申上ゲテ
置キマス(拍手)

タイノデアリマス
儲テ今日マデ米穀ニ關シテ發布サレタ諸法律ハ、需給ノ調節ニノ役立ツノデアリマシテ、増産ノ計畫ニハ洵ニ無力ナノデアリマス、不足米ノ補給ハ外米ノ輸入ニ依ツテ支ヘタノデアリマス、昨年ハ旱害其ノ他是レト云フ原因モナイノニ拘ラズ、尙ホ一昨年ニ比べテ、ソレ以上ノ不足ヲ懇フルニ至リマシテ、重大時機ニ直面致シテ居リマスルノデアリマス、十五年ニ立テ始産計畫ノ破綻ハ何ニ基クカラ能ク考ヘナケレバナラヌノデアリマス、其ノ一つハ經濟ノ原則ニ外レタ低米價政策ノ結果ニアツテ、低米價政策ハ益、米ノ減產ヲ招來シ、又米ノ消費ヲ増加シタノデアリマス、其ノ要點ハ、米ハ一般ノ商品ニ比べテ安イ、又他ノ食料品ニ比ベテモ安價デアリマスノニ、米作ニ要スル肥料ハ高價デ、營銀ハ益昂騰シ、農用資材ノ不足、農家生活品ノ階級等、物價指數ニ比ベテ米價ハ眞價ノ割位ニシカ當ツチ居ナイノデアリマス、此ノ事ヲ考ヘナシ、最高米價ヲ据置クコトハ不合理デアリテ、益、生産ノ減少ヲ招クノハ理ノ當然デアリマス、又朝鮮、臺灣米ノ移入ガ意ノ如クニ行カナイコトモ、低米價政策ノ爲メアリマス、元來鮮人ハ自分ノ作ツタ米ヲ高價デ内地ニ賣ツテ、其ノ代用ニ滿洲其ノ他カラ安價ナ栗、稗、黍、其ノ他ノ食糧ヲ買ツテ生活ヲ立テタノデアツタガ、低米價ノ爲メ、賣ル米ハ安イ、買フ品ハ高い、滿洲ノ物價高ニ連レテ其ノ開キガ少クナツテ、而モ熒養ノ點カラ、味覺ノ點カラ、又量ノ點カラ、自然自分ノ作ツタ米ヲ自分ガ食フヤウニナツタコトガ、益移入困難トナツタル思ヒマス、臺灣モ亦同ジ事情デアルト思ヒマス、低米價政策ハ米ノ消費ヲ増加スルノデアリマス、節米ノコトヤ代用品ニ付テノ物價高ニ連レテ其ノ開キガ少クナツテ、而モ熒養ノ點カラ、味覺ノ點カラ、又量ノ點カラ、自然自分ノ作ツタ米ヲ自分ガ食フヤウニナツタコトガ、何分米價安ハ節米觀念ヲ弱化セシム、又代用品ノ高價ハ代用政策ノ障碍トナツタコトハ自然ノ勢ヒデアリマス

タイノデアリマス
高價格ノ引上ヲスルヨリ外ニ策ナシト信ズルノデアリマス、然ルニ政府ハ、米ヲ傳統的ニ貨幣ノ尺度ニ使ツテ來タ習慣ガアル、米價ヲ上げタナラバ諸物價高ヲ招來シテ、遂ニハ惡性「インフレ」ノ原因トナルカラ上ガルコトハ出來ヌト言フノデアリマス、御尤モノ説デ、此ノ事ハ考ヘナケレバナリマセス、サリトテ此ノ儘ニシテ捨チ置クナラバ、增産ハオロカ現狀維持モ出來スト思フノデアリマス、政府ハ此ノ際思切ツテ最高米價ヲ割安ノ半額、即チ一割五分程引上げテ、國民ノ節米觀念ヲ向上セシメ、又代用品トノ諧密セヨ行ヒ、農家經濟ノ安定ト食糧增産ノ獎勵ニ努ムベキデアリマス、之ニ付キマシテ太藏大臣、農林大臣ノ御答辯ガ頗ヒタイノデアリマス
第二ニハ技術員ノ問題デアリマス、前ニモ申シタ通り人口増殖ニ伴フ今日マデノ食糧請給ハ、技術員ノ力ト金肥、所謂金デ買フ所ノ肥料ノ力ニ依ツテ支ヘテ來タノデアリマス、其ノ技術員ノ現在ノ實態ハドンナ狀態デアルカ、机ノ上ノ事務ノミニ忙殺サレテ、實地ノ指導ヲヤル暇ガナインデアリマス、故ニ各村ニモウ一人ヅツ程増員セラマス、第三ハ技術員ノ問題デアリマス、政府ハ多數ノ技術員ヲ得ルコトハ困難ナコトデアルト思ハレマサ、是ハ技術力ハナクテモ、新タニ雇ウセウガ、是ハ技術力ハナクテモ、新タニ雇ウタ人ヲ事務ニ當ラシメテ、現ニ事務ヲ執ツテ居ル技術員ヲ指導ニ當ラセル、斯ウ云フコトニシタナラバ宜イト思ヒマス、之ニ對第三ハ肥料ノ國給デアリマス、國ガ給與スル追加豫算ヲ計上サレルコトガ、目下喫緊ナル問題デアルト信ズルノデアリマス、

タイノデアリマス
第四ハ米穀制度ヲ玄米、白米ノ併用制ニ改メラレタイ點デアリマス、政府ハ玄米制ヲ執ラレテ居ラレマスガ、玄米ノ移出ハ畜禽飼料ノ缺乏ヲ來シ、延イテ肥料ノ持チ逃ゲトナルノデアツテ、是亦重要ナル事柄デアリマス、仍テ玄米制ヲ改メテ玄白併用制其ノ土地ノ生產力カラ割出シタ價格ヲ稅額相當額トシテ、其ノ徵收金ヲ開墾助成費ニ増額セントスルノデアリマス、是ガ本法ノ目的ニ叶ヒ、一方不急ノ潰地ヲ制限シ、休耕地ノ減少ニ資スル一石二鳥ノ良案ナリトキダケ澤山ノ開墾ヲ必要トスル次第デアリマス、私ノ考ヘテ居ル潰地ト云フノハ、先程モ御話ガアリマシタヤウニ、數年ニ考ヘタナラバ、決シテ不可能ノコトデハナイト思ヒマス、是ガ實現ノ出來マスルマニアハ、肥料代ノ意味ニ於テ、本年ノ政府供出米カラ一石ニ五圓宛ノ獎勵金ヲ生産者ニ與ヘラレタイト思フノデアリマス、之ニ對スル追加豫算ヲ御願ヒシタイノデアリマス、農林大臣、太藏大臣ノ御所見ヲ承リタス、農林大臣、太藏大臣ノ御所見ヲ承リタス、農林大臣ノ御答辯ヲ願ヒマス
第五ハ政府管理米保管倉庫ノ建築ニ付テトシ、漸次白米制ニ改メテ、農村ニ飼料ト肥料トヲ置イテ載キタイコトヲ希望スル者ノデアリマス、本年ヨリ政府管理米制ガ實施デアリマス、農林大臣ノ御所見ヲ御ヒマス、第五ハ政府管理米保管倉庫ノ建築ニ付テ

タイノデアリマス
第六ハ潰地税ノ問題デアリマス、我ガ國ス、以上ノ三點カラ考ヘタナラバ、米價最高價格ノ引上ヲスルヨリ外ニ策ナシト信ズルノデアリマス、然ルニ政府ハ、米ヲ傳統的ニ貨幣ノ尺度ニ使ツテ來タ習慣ガアル、米價ヲ上げタナラバ諸物價高ヲ招來シテ、遂ニハ惡性「インフレ」ノ原因トナルカラ上ガルコトハ出來ヌト言フノデアリマス、御尤モノ説デ、此ノ事ハ考ヘナケレバナリマセス、サリトテ此ノ儘ニシテ捨チ置クナラバ、增産ハオロカ現狀維持モ出來スト思フノデアリマス、政府ハ此ノ際思切ツテ最高米價ヲ割安ノ半額、即チ一割五分程引上げテ、國民ノ節米觀念ヲ向上セシメ、又代用品トノ諧密セヨ行ヒ、農家經濟ノ安定ト食糧增産ノ獎勵ニ努ムベキデアリマス、之ニ付キマシテ太藏大臣、農林大臣ノ御答辯ガ頗ヒタイノデアリマス
第二ニハ技術員ノ問題デアリマス、前ニモ申シタ通り人口増殖ニ伴フ今日マデノ食糧請給ハ、技術員ノ力ト金肥、所謂金デ買フ所ノ肥料ノ力ニ依ツテ支ヘテ來タノデアリマス、其ノ技術員ノ現在ノ實態ハドンナ狀態デアルカ、机ノ上ノ事務ノミニ忙殺サレテ、實地ノ指導ヲヤル暇ガナインデアリマス、故ニ各村ニモウ一人ヅツ程増員セラマス、第三ハ技術員ノ問題デアリマス、政府ハ多數ノ技術員ヲ得ルコトハ困難ナコトデアルト思ハレマサ、是ハ技術力ハナクテモ、新タニ雇ウセウガ、是ハ技術力ハナクテモ、新タニ雇ウタ人ヲ事務ニ當ラシメテ、現ニ事務ヲ執ツテ居ル技術員ヲ指導ニ當ラセル、斯ウ云フコトニシタナラバ宜イト思ヒマス、之ニ對第三ハ肥料ノ國給デアリマス、國ガ給與スル追加豫算ヲ計上サレルコトガ、目下喫緊ナル問題デアルト信ズルノデアリマス、

タイノデアリマス
第七ニハ恒久的食糧對策、從來ノ人口增殖ニ伴フ積極對策トシテハ、滿洲國竝ニ支那政府ト協力シ、滿洲松花江沿岸ニ河水ヲ利用シテ、一大水稈農場ヲ開發シ、又海南島ニ流レ、水景覽カニ、灌溉發電ニ利用シ得ルノデアリマス、同島ハ「スコール」地帶

ス、平野ニハ多少ノ傾斜ガアツテ、サイングーンニヤ「パンコック」平野ノヤウニ雨季積水ノ憂モナク、且ツ熱帶地トシテ早熟ニアリマスカラ、一二毛作地タル好條件ヲ具ヘル天惠的水稻農場タリ得ルモノト信ズルノデアリマス、之ニ對シテ拓務大臣、農林大臣、興亞院總裁、企畫院總裁各位ノ御答辯ヲ願フノデアリマス

以上ハ單ニ米作農家ヲ救濟スルダケデハナイ、實ニ我が國食糧ノ大問題デ、殊ニ戰アリマス、政府ハ茲ニ一大英斷ヲ以テ食糧時下ノ食糧ハ武器ニ劣ラヌモノガアルノデ確保ノ法策ヲ樹立サレタインデアリマス、今日陸海軍ニ於カレマシテモ、此ノ食糧ノ確保ト云フコトニ付テハ、非常ナ御心配ニナツテ居ル模様モ承ツテ居ルノデアリマス、是等ノ方法ニ付キマシテ、何卒譽國一致ノ力ヲ以テ、此ノ大切ナル所ノ、吾々ノ生命ノ糧デアル食糧問題ノ恆久策ヲ講ゼラレントヲ希望シテ已マナインデアリマス、ソレバ、各大臣其ノ他ノ御答辯ヲ煩ハス次第デアリマス(拍手)

デアリマスガ、是等ハ決シテ満足トハ當局ニ於テモ考ヘテ居リマセヌ、將來大ニ力ヲ此ノ方面ニ注ギタイト考ヘテ居リマス。次ニ肥料ノ補給ニ關スル御意見、能ク考慮ヲ致シテ善處ヲ致シタイト考ヘマス、白米ノ供給ニ關シテノ御希望モ、十分ニ考慮ヲ致シマス、保管米ノ倉庫ノ増築及ビ損害ニ對シマスル手當等ニ關シマシテハ、十六年度ニ於キマシテ、御満足デハアリマスマイガ、相當ノ金額ヲ計上致シテ置キマシタ次第デアリマス。

潰地ノ對策ニ關シマシテハ、先ニ御答辯申上ゲマシタ所ノ方策ヲ實施ヲ致シテ居リマスルカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ、潰地稅ヲ新タニ設ケテ開闢助成金ニ向ケルト云フ、非常ナ御期待ヲ以テノ妙案ノ御提出デアリマスルガ、能ク考ヘナケレバナリマセヌ點ガアルヤウデアリマスカラ、大藏當局トモ慎重ニ研究ヲ致シタイト考ヘマス。日滿支ヲ通ジテノ米ノ大增產計畫ノ雄大ナル御意見ハ、十分ニ拜聽致シマシタ、關係當局ト能ク相談ヲ致シタイト存ジマス(拍手)。

ルコトハ、御存ジノ通りデアルト思フノデアリマス、殊ニ米價ニ相成リマスルト、國民ノ生活費ニ多大ノ影響ヲ及ボスモノデアリマス、隨ヒマシテ米が我國ニ於ケル重要物資デアルト云フ點デアリマスルノミナラズ、隨テ米價ノ引上げハ國民ノ生活費ノ向上ヲ意味シ、又國民ノ生活費ノ向上擴張ト申シマスカ、サウ云フコトハ、次イデハ色々ノ給與ノ増大等ノ多大ノ問題ヲ惹起ス譯デアリマス、隨ヒマシテ本問題ノ解決ニ付キマシテハ、十分ナル研究ト周到ナル注意ヲ拂ハナケレバナラヌコトデアルト存ジテ居ル次第デアリマス

次ニ政府ハ米價獎勵金トシテ追加豫算ヲ提出スル考へハナイカト云フコトデゴザイマシタガ、只今年度ニ於キマシテ米價獎勵金ヲ支給致シマスル爲ニ、追加豫算ヲ提出スル考へハゴザイマセヌ、併シナガラ御存ジノヤウニ農村ニ對シ、殊ニ米等ニ付キマシテハ、直接米價ノ獎勵金ト云ツクモノノハ出シマセヌケレドモ、農村ノ農產物ニ對スル生産費ヲ低下セシタル爲ニ、政府ハ色々ナ手段ヲ以テ獎勵金、補助金、其ノ他ノ施設ヲ講ジテ居ルコトハ、御存ジノ通りデアルト思テノデアリマス、直接米價ノ獎勵金ハ支出致シマセヌデモ、或ハ肥料ト云ヒ、或ハ農業施設ト云ヒ、或ハ農業土木ト云ヒ、是等ノ凡ニル方面ニ對シテ政府ハ財政上ノ負擔ヲ致シ、支出ヲ致シ、補助ヲ致シテ居ルノデアリマス、是等ニ依ツテ農村ノ生産費ノ低下ヲ圖ツテ居ルコトヲ、御諒承願ヒタイト存ズル次第デアリマス

第三ニハ、潰地ニ對シテ課稅ヲスル考へナハイカト云フ御質問デアツタ思フノデアリマス、潰地ニ對シテ課稅ヲセヨト云フ御趣旨ニ對シマシテハ、御尤モノ點モアルト思フノデアリマスルガ、併シナガラ其ノ潰地ニナリマシタコトニ付キマシテハ、ソレゾレノ理由ガアルト思フノデアリマス隨ヒマシテ之ニ對シテ一概ニ課稅ヲスルト云フ

○副議長(田子一民君) 西川貞一君
〔山川頼三郎君「指務大臣ノ答辯ハアリ
マセヌカ」ト呼ブ〕

○副議長(田子一民君) 適當ノ機會ニ答辯
ガアルト思ヒマス

〔西川貞一君登壇〕

○西川貞一君 簡單ニ質問ヲ致シマス、今
議會ニハ營團ト名付クルモノが數件出テ參
ツタノデゴザイマスルガ、此ノ營團ハ如何
ナル性質ノモノデアルカ、從來ノ國策會社
トハ、ドウ云フ點ニ於テ違フノデアリマス
カ、政府ハ經濟新體制確立ノ要綱ニ於キマ
シテ、成ベク今後ハ國策會社ハ作ラナイ、
又國策會社ニ對スル世間ノ評判モ甚ダ宜シ
クナインデゴザイマスルガ、國策會社ノ代
リニ營團ト云フ名前デ今後オヤリニナルノ
デアルカ、此ノ營團ノ本質等ニ付テ、此ノ
際政府トシテノ統一シタ御答辯ヲ要求シタ
イト思ヒマス

第一ニ、本法ハ米穀ノ應急對策ニハ直チ
ニ間ニ合ハナイ、恒久對策トシテノ性質ヲ
持ツノデゴザイマスルガ、今日我國ノ米
穀事情カラ申シマスルト、本年度、明年度
ト云フ應急對策ガ最モ緊要ナノデアリマシ
テ、五年、十年ノ將來ニ於ケル恒久對策ト
致シマシテハ、内外地ハ勿論、日滿支ハ勿
論、東亞共榮圈ノ確立ヲ國策ト致シテ居リ
マスル我國ト致シマシテハ、大東亞全體
法ハ果シテ大東亞共榮圈ノ全體ヲ融合ハセ
マシテ、計畫ヲレタルモノニアルカドウカ、
分ニ睨合ハセタ上デ、根本的ノ對策ガナク
テハナラスト考ヘルノデアリマス(拍手)本
マスル我國ト致シマシテハ、大東亞全體
ニ於ケル食糧農產物ノ需要供給ノ關係ヲ十
分ニ我國ニ於キマシテ、本法ノ目的ト致
シマスルガ如キ企業的ノ大開墾ハ、極メテ
條件ノ惡イ所ヲ開墾スルコトニナルデアラ

ウト思フ、條件ノ惡イ所ハ、水利ノ關係カラ言ヒマシテモ、氣候ノ關係カラ言ヒマシテモ、天災ヲ眞先ニ蒙リ易イ所デアル、米穀事情ノ上カラ最モ危険ヲ感ズルノハ天災ノ時デアリマスルガ、天災ヲ蒙リ易イ劣悪條件ノ下ニ置カレタル大開墾ヲ強行致シマシテ、果シテ斯様ナ場合ニ於ケル米穀對策トシテ完全ナリヤ否ヤ、此ノ點ニ付キマシテドウ御研究ニナツテ居リマスカ、本法ニ伴ヒマス所ノ國費ハ、相當大キイモノガアルヤウデゴザイマス、豫算ニ於キマシテモ三千數百万圓ガ出ルカト思フノデゴザイマスガ、其ノ他ニ豫算外國庫負擔ノ契約ニ於キマシテモ八千万圓バカリ、即チ一億數千万圓ニ上ル大事業デゴザイマス、是ダケ國費ヲ投ジマスルナラバ、最モ緊切ナル應急對策トシテ、今少シ徹底シタル對策ガ今明年度ニ於テ講ゼラレナクテハナラヌノデゴザイマス(拍手)

館ヲ取巻イテ、一大醜態ヲ演ジテ居ルト云フ
ガ如キ記事事ガ、甚ダ國民ヲ齧蝕セシメタノ
デゴザイマスガ、私ハ此ノ記事ヲ讀ンデ、
今日ノ都會ノ青年男女ガ斯クマデモ娛樂ニ
飢エテ居ルノデアルカト思ツタ時ニ、悲痛
ナル氣持ヲセザルヲ得ナカツタノデス、
ナゼ今少シ健全ニシテ明朗ナル、左様ナ映
畫浦ナドヲ取巻カナクテモ、サウシタ自分
ノ鬱積シテ居ル氣分ヲ發散スルコトノ出來
ル施設ヲ政府ハシテヤラナイノデアルカ、
空閑地利用ノ事業ノ如キハ、一面ニ於キマ
シテハ都會人ニ對シマシテ、所謂歡喜力行
的ナ感激ヲ以テ是等ノ空閑地ヲ利用シ、自
ラ樂ミナガラ食糧問題ノ解決ノ一助トナル
施設トナリ得ルト思フノデゴザイマスガ、
之ニ對シマス政府ノ御意見ヲ伺ヒタイト思
フノデアリマス

シマテモハ、立ツル所、サウシマヲ殺カラ糧増デアガ置ヒ、イテ居最ドモ、テハ、ニ御ザイ施設種園於テ十五ニ於ニ來ヲ代ヲ貴方マスノ林大ノ事米價シテアル

セヌ、然ルニ本年度ノ豫算ニ對シマシテ、縣ニ對スルモノ、郡市ニ對スルモノ、聊カナガラ計上サレテ居リマスガ、町テ、食糧増産ノ陣頭ニ於テ活動シテ居ノ技術員ヲ、却テ郡ヤ縣ニ引上げテ、ノ技術員ヲ、却テ郡ヤ縣ニ引上げテ、シテ机上ノ事務ヲ執ラセルモノニシテ、實際ノ食糧増產ニ對スル活動力、結果ニナツテ來ルノデゴザイマス（拍手）今日急務ト致シマスルノハ、食糧ノ陣頭ニ立ツテ活動スル第一線部隊、直接ノ補償金等ハ考ヘテ居ラナイケレ、間接ニ米ノ生産費ヲ低減セシムベキノシテ居ルト云フ言明ガアツクノデゴモ、御施設ニナリマシテモ、尙ホ本年度、後ニ只今大藏大臣ハ、米ノ生産ニ對シ意見ヲ伺ヒタイコトハ、大藏當局ニ申上ゲテ更ニシテ居ルト云ニナリマシテ、農林當局ニマス、茲ニ私ハ大藏當局ニ申上ゲテ更ニシテ居ル所ノ、町村技術員ヲ擴充スル所ニ重點ダ、御施設ニナツクノデアリマスルガオ（拍手）之ニ對シマシテハ如何ナル用意ヲ持ツラレルノデゴザイマスルカ

○國務大臣 拓務大臣
トデアリル財政マヌル
ナルカドマス(拍) 態度ヲ
ツタ重士 ラレマス
思ヒマス ル財政
私法人 ナルカド
於キマシ リマスル
所ニアル
マス、國

マスルガ、是ガゴザリマセヌ、ソレカラ株式會社ノヤウニ、非常ニ澤山ノ株主ガアルト云フコトヲ、寧ロ豫想シテ居リマセヌ、國家ト其ノ他少數ノ出資者ヲ以テ成立ツテ居ルト云フヤウナ數點ガ違ツテ居ルヤウニ存ジマス、詳細ハ委員會ニ於キマシテ、法制方面ノ政府委員カラ申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス

第二ハ、本計畫ハ東亞兵榮園全體ヲ見渡シテノ糧餉等給ノ大所カラ見テ樹テ計畫ナリヤト云フ御質問デアリマスルガ、此ノ東亞共榮園ノ全體ヲ見廻シテノ、食糧生產消費ノコトヲ計畫致シマスコトハ、極メテ必要デアリマスルガ、是ニハソレドム廣汎ナル資料ヲ必要ト致シマスルノデ、ソレヲ集メマンタ上ノ計畫デナイコトハ勿論デアリマス、併シナガラ我方國ト致シマシテハ、曩ニ御質問ノ方ガ御詰ニナリマシタヤウニ、出來ルダケノ國土開發ヲ致サナケレバナラヌ必要ニ迫ラレテ居ツタノミ、此ノ計畫ノ如キハ遲カツタ云フヤウナ感ジヲ持タレル位練リマシタ案デアリマス、云フコトニヤルコトハ如何カト考ヘルガ、ソドウカト云フ御尋ネデゴザイマスルガ、ソレ等ノ點ニヨ十分ノ注意ヲ致シテ居リマス、必ズヤ至ルト思フ、國費ヲ澤山投ジテサウ惡條件ノ所ダケガ残ツテ居ルカラ被害ガ

大規模面積ノ開墾ハ、規模ノ大キイ爲ニ今日マデ遺憾ナガラ着手ヲサレテ居ラヌ所ガアルノデアリマス、サウ云フ所ノ開墾又ハ農業水利ノ改善ト云フコトニ依ツテ開闢ナセレバ、我ガ國ノ將來ト致シマシテ甚ダ寒心ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス、第一外國カラ食糧ヲ取ルト云フコトハ、前回此ノ議會ニ於キマンシテ御決議ニナリマシタヤウニ、外國米ヘノ依存ト云フヤウナコトハ、速カニ出來ルダケ早ク離レナケレバナラヌノデアリマス、結局ノ吾々國民ノ據リ

シ、算盤ヲ外シテモ、或ル時代ニ於テ實現ヲシテ置カナケレバ、將來甚ダ寒心ニ堪ヘナイト思フ(拍手)故ニ應急ノ對策ニ對シマシテ、色々コトモ出來ルダケ努メアルガ、此ノ際ニ於テ稍、長期ニ瓦リマスル開發計畫、此ノ計畫ヲ致シマシタ譯デゴザイマ申上ゲマシタヤウナ施設ヲ以テ之ニ對處致シタイト考ヘテ居ルノデアリマス、是ハ單ニ增産バカリデナク、都會地ノ保健ノ關係カラ言ウテモ重視スペキコトデアルト云フノハ、全ク御同感デゴザイマス、政府ニ於キマシテモ曩ニ國民精神ノ沈滯ヲ致スノヲ昂揚ヲ致シタイト云フコトデ、是等ノコトニ關シマシテモ計畫ヲ致シタノデアリマス、御満足ニハナリマセヌカ知リマセスガ、十五年度ニ於キマシテモ、第二豫備金ニ於キマシテ多少ノ計畫ヲ致シテ居リマス、今後ニ於キマシテモ、都市近郊ノ空地利用ノ爲ニハ、十分ノ努力ヲ致シタイト考ヘテ居リマス

各部落ニ增産ノ責任團體ヲ設ケテ、荒廢地ヲ生ズルコトヲ防イデ行クヤウナ組織ニ致サナケレバナラスト云フコト聯關ヲ致シテ、町村技術員ノ施設ニ付テ不十分デアルト云フコトノ御指摘ガアリマシタ、之ニ關シマシテハ十分ニ將來努力ヲ致スト云フコトヲ、先程申上ゲテ置キマシタガ、ソレヲ繰返ス次第テアリマス

米價ノ點ニ關シマシテ、中庸生產費ヲ考慮致シテ、將來之ヲ決定スル考ヘナキヤト云フ御尋ねデゴザイマスガ、是ハ慎重ニ考慮ヲ致シマシテ、善處致シタイト考ヘテ居リマス(拍手)

ニタノデアリマスルガ、丁度只今私ハソレ
ニ照應スル政府ノ調べ持ツテ居リマセヌ
ノデ、之ニ對シテノ御答へハ直接致シ兼ネ
マスルガ、併シナガラ先程モ申上ゲマシタ
通り、政府ニ於キマシテハ、直接米價ノ引
上ト云フコトヨリモ、米ノ生産費ノ低下ト
云フコトニ年々力ヲ盡シテ居リ、今後ニ於
テモ一層努力ヲ致シタイト云フコトニ、御
諒承ヲ願ヒタイト存ズル次第デアリマス、
其ノ他ノ點ニ付キマシテハ、先程御答へ申
上ゲタ通りデアリマス

シテモ、勞力不足ノ爲ニ荒廢ニ歸シテ、作付ヲ全廢シタルモノガ既ニ一万町歩、又二毛作ヲ拋棄シタルモノガ一万町歩ト言ハレテ居リマス、斯ク勞力不足ノ爲ニ荒廢ニ歸シ、耕作ヲ拋棄シタルモノガ二万町歩アルト申シマスルケレドモ、併シナガラ耕作ハ來ナイ爲ニ、明年度ノ耕作ニ非常ナ勞力ヲ要スル所ノ危險性ノアル所ノ耕地、サウ云フモノヲ見マスルナラバ、私ハ今日ノ日本ナカツタ所ノ耕地、乃至ハ除草ガ十分ニ出農業ガ、一タビ勞務計畫ヲ誤ツテ、サウシテ唯土地ノ耕作ノミニ依ツテ參リマス時ニハ、憂フベキ状態ニ立至ルノデアリマスト云フコトヲ心配スルノデアリマス、此ノ問題ニ付キマシテハ、政府ニ於テモソレゾレ色々ナ計畫モアルト思フノデアリマスガ、唯私共ガ伺ヒタイコトハ、搾り出スノ一點デハ、中々農村ノ勞力ハ十分ニナリマセヌ、ソコデ私共ハ農村ノ凡ユル人ガ農ヲ愛シテ、ソコニ歡喜力行シ、能ク之ヲ耕シテ成績ヲ擧ゲルノ氣分ニ導カザレバ、到底目的ヲ達スルコトハ出來ナイト思ヒマス、併シナガラ農村ノ實情カラ申シマスナラバ、農民ノ不平ノミ多クシテ、多クハ農ヲ棄テテ他ノ職ニ趨ラウトスルト云フ傾向ガアルノデアリマス、斯ノ如ク農民ノ間ニ土地ヲ棄テテ他ノ職ニ趨ラウト云フヤウナ傾向ガ僅カデモアリマスル時ニハ、中々以テ農村ノ勞力ヲ十分ニ活用スルト云フコトハ、非常ニ困難ナ問題デアリマス、ソレガ爲ニハ本當ニ百姓ガ村ヲ愛シ、其處ニ於テ自分職業ヲ誇リ、サウシテ歡喜力行ヲサセル本當ニ農業ヲ享樂スル所ノ境地ニ置カナケレバナラナイト考へルノデアリマス、然ル

ニ今日マデ發表セラレマシタ所ノ增産計畫ノ内容ニシロ、或ハ本法案ニシロ、恐ラク百姓ガ歡喜力行ヲヤルベキ所ノ感激ヲ持ツニ足ルベキモノハツモナイ、私共ハ農林大臣ガ一大英斷ヲ以テ、今日マデ比較的虐待サレテ居リマシタ農民ガ、本當ニ農業ヲ享樂シテ、サウシテ歡喜力行スル、其ノ力ヲ十分ニ發揮スルヤウナ施設ヲスルコトヲ希望シ、サウシテ農林大臣ノ持ツテ居ラレル所ノ勞務補充計畫ニ付テ、具體的ニ承リタイト思フノデアリマス

モウ一ツノ問題ハ、先程誰カノ質問中ニモアツタノデアリマス、小作人ハ土地ヲ棄テテ他ノ職業ニ趨り、地主ハ其ノ土地ヲ持ツテ困ツテ居ルト云フノガ、今日ノ農村ノ實情デアルト云フ御話ガアツタノデアリマスガ、私モ其ノ實情ガ農村ニアルト考ヘテ居ルノデアリマス、或ハ今日ニ於テ其ノ傾向ガ顯著ナラズト雖モ、恐ラク此ノ儘ニシテ置キマスナラバ、年一年ト此ノ傾向ハ濃厚ニナツテ參ルト私ハ思フノデアリマス、ソコデ農林大臣ハ、度々私共ハ質問スルコトデアリマスガ、農地制度ノ改革ニ付テ、ドウ云フ御考ヘラレルカラニテ居ラレルカヲ伺ヒタイノデアリマス、今日ノ統計ニ依ツテ見マシテモ、自作地ノ一反歩當リノ收穫量ト、小作地ノ一反歩當リノ收穫量トハ、非常ニ小作地ノ收穫量ガ劣ツテ居ル事實カラ考ヘマシテモ、私ハ食糧政策ハ重要ナル時ニ、少クトモ小作地ヲ耕作シタ者ガ、自作農トナツテ參リマスルナラバ、相當ノ收入ヲ増スコトガ出來ルト考ヘルノデアリマス、又農村離村ノ傾向ニ付テ考ヘテ見マスルナラバ、今日自作農立場ニアツテサヘモ、尙ホ農產物價格其ノ他ノ點ニ於テ、非常ニ恵マレナイト岬ツテ居リマスル時ニ、自分ノ收穫ノ半分ヲ小作料トシテ納メナケレバスルナラバ、ソコニモ農村ヲ離レヨウトシテ、常ニ考ヘル所ノ考ヘ方ガ起ルノモ、無

理ハナイト私ハ恩フノデアリマス、是等ノ
點ニ付テ農地制度ヲ改革シテ、眞ニ農民ガ
安心シテ土地ヲ作レルヤウナ方法ヲ講ジ、
之ヲ以テ全國ノ土地ガ、成ベク早イ機會ニ
自作農地トナリ、サウシテ農民ハ全ク
土地ヲ愛シテ耕作ガ出來ルヤウニスルコ
トガ、我ガ國ノ農村政策トシテノ恆久策ト
シテ、缺クベカラザルモノト考ヘルノ
デアリマス、ヨク民間デ醉醒メノ水ノ味
ヒ下戸知ラズト云フコトヲ申シマスガ、
土地ナクシテ小作百姓ヲヤツテ居る者ガ、
土地ヲ自分ノモノトシテ、安心シテ作レル
ヤウナ施策ガ講ゼラマスル時ノ、其ノ喜
ビ、其ノ歡喜ト云フモノハ、外ノ者ミ臆測モ、
モ出来ナイ深イモノガアルト私ハ信ズル、
小作人ガ長期間ノ貯蓄ニ依ツテ、假令一反
デモ耕地ヲ獲得致シマシタ時ニハ、其ノ耕
地ノ收穫ガ一躍倍加スルヤウナ實例モ、決
シテ見ナイ譯デハナイノデアリマス、此ノ
農地制度ノ改革ガ行ハレテ、眞ニ土地ヲ愛
スルノ農民ガ、農業經營ヲヤルコトノ必要
デアリマスルコトハ、論ヲ俟タナイト私ハ
考ヘルノデアリマス

君ノ御説ノ通り、條件ノ悪イ所ガ段々開發
サレテ行カナケレバナラナイシ、又休閑地
ト云ヒ、荒廢地ノ再興ト云ヒ、是等ハ今日
マデノ肥沃ナ土地ノ耕作ト達ツテ、モソト
澤山ノ生産費ヲ要スルコトハ事實デアリマ
ス、斯様ニシテ生産費ノ掛ル部分ニ向ツテ、
農作ヲ進メテ行クト云フコトニナリマスル
ナラバ、當然農產物價格ガ高クナルカ、或
ハ是等ノ開發地面ニ對シテハ、特別ノ補助
獎勵等ヲシテ、ソコニ生産費ガ償フヤウナ、
サウシテ開發スペキ經濟的ナ基礎ガ出來ル
ヤウナコトヲ講ジケレバ、決シテは成
功シナイト私ハ考ヘルノデアリマス、然ル
ニ農林大臣ハ米價ノ問題ニ付テハ、慎重ニ
考慮スルト仰セラレテ居ルノデアリマスル
ガ、是ハ今日ノ日本ノ經濟事情トシテ、米
價ヲ上ガルトカ下ガルトカ云フコトハ、言
ヘナイト思フノデアリマスガ、今後ノ開發
ニ對シテバ、少クトモ其ノ生産費ヲ償フニ
足リルヤウナ施設、乃至ハ其ノ補助獎勵等
ヲ以テ、必ず經濟的ニ引合フヤウニスルト
云フコトナクシテハ、開發ハ出來ナイト考
ヘルノデアリマス、私共ハ斯様ニ考ヘテ參
リマスルト、必ずシモ米ノ價段ヲ高クシ
ロト言フダケガ、問題デハナイト思フノデ
アリマスルガ、モウ少シ農業ノ條件が向上
サレルコトニナツテ參リマセヌコトニハ、
如何ニ増產ノ計畫ヲ立テテ見テモ、是ハ實
行不可能デアルト考ヘルノデアリマス、此
ノ點ニ對スル農林大臣ノ御考ヘラ承リタイ
ト思フノデアリマス、其ノ次ニ承リタイコ
トハ、昭和十六年度ノ增產計畫ニ對シテ、
政府ノ執ツテ居ラレル所ノ計畫ハ、果シテ
農林大臣ハ自信ヲ持ツテ居ラレルカドウカ、
其ノ自信ヲ持ツテ居ラレルトシマスルナラ
ベ、何ヲ根據トシテ必ず是ダケノコトハ出
來ルト御思ヒニナルカ、伺ヒタインデアリマ
ス、今日マデノ增產計畫ヲ見テ居リマスル
ト、計畫ハ立ツテ居リマシテモ中々實現ハ
シナイ、ソコデ色々ナ計畫ハ發表サレテ居

リマスルケレドモ、併シナガラ其ノ計畫ノ
内容ヲ検討致シマスルニ、年々同ジヤウナ
コトガ繰返サレテ居ルニ過ギナイ、其ノ計
畫ガ多ク覆ヘル理由ト致シマシテハ、ヤハ
リ天候ヲ理由トシテ居ツタノニアリマスケ
レドモ、併シナガラ今日ノ日本ノ時局ハ、
歴史ヲ賜ケテノ重大時局デアリマス、此ゾ
時局下ニ於ケル所ノ食糧政策ガ、五日ノ雨
ヤ十日ノ旱デ覆ヘルヤウナモノニアツテハ
ナラナイコトハ、申スマデモナイコトデア
リマシテ、農業ガ何時デモ天然ヲ相手ノ產
業デアリマス以上ハ、或ル程度ノ災害ハ常
トシナケレバナラナイノニアリマス、分ケ
テモ戰時ノ食糧政策トシテ考ヘマスルナラ
バ、百日ノ旱ト雖モ之ヲ克服シテ、必ズ所
期ノ目的ヲ實現スルト云フモノデナケレバ
ナラヌト思フノニアリマス、併シナガラ今
年度ノ增産計畫ノ内容ヲ見マシテモ、私ハ
必ズシモ自信ヲ持ツテ見ルベキモノガナイン
コトヲ憂フルノニアリマスケレドモ、農林
大臣ハ必ズ是ノ實現ガ出來ルト云フ御自信
ガアルカドウカ、又はレ以上ニマダ萬全ノ
策ヲ講ズル必要ガアルカフ御伺ヒシタイノ
デアリマス、尙ほ伺ヒタイコトモアリマス
ルガ、私ハ此ノ點ニ付キマシテ御伺ヒシテ
後ハ委員會ニ於テ御伺ヒシタイト考ヘテ居
リマス(拍手)

色々ト考ヘテ居リマス、或ハ機械力ヲ利用
スルトカ云フヤウナコトニ付テモ、特ニ大
キイ部分ヲ考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソレ等ノ詳細ノコトハ委員會ニ於テ申上ダル
コトニ致シタイト存ジマス

次ニ小作地返還ノ事實ガアル、ソレ等ニ
關シテ農地制度ノ改善ヲスルノ必要ガアル
ト思フガ下ウカ、此ノ點ハ結局生産力ノ増
大ト云フコトニ、直接ノ關係ヲ持ツテ來ル
コトデアルト云フ御意見デゴザイマス、大
體ニ於テ私モ左様ニ存ジマスルカラ、將來
農地制度ノ改善ヲ十分考ヘマシテ、御話ノ
ヤウニ成ベク自作地ヲ餘計ニ致シ、自作
ノ相當規模ノ農家ヲ澤山ニ致スヤウニ努メ
タイト考ヘテ居リマス、ソレト同時ニ小作
地ト云フモノモ絶無ヲ期スル譯ニ參ラナイ
ノデアリマスカラ、其ノ方面ノ小作條件ニ
關シマシテモ、十分ノ考慮ヲ拂ツテ善處致
シタイト考ヘルノデアリマス、農産物ノ價
格ノ點ニ關シテ、將來開發スル所ハ條件ガ
惡イカラ、生産費ノ増大ニナルト云フコト
ハ免レナイ所デアル、故ニ之ニ關シテ特別
ニ考慮ヲ拂フ必要ガアルト云フコトハ、御
同感デゴザイマス、米價ノ問題ニ關シテハ
必ズシモ觸レナイガ、農業條件ヲ成ベク好
クスルヤウニト云フ御主張、出來ルダケ左
様ニ致スヤウニ努メタイト考ヘテ居リマス

今日マデノ生産計畫ノ遂行ガ、實際完全ニ
出來テ居ラヌ原因ヲ、天候ニ期スルト云フ
ヤウナ傾キデアルケレドモ、サウ云フヤウ
ナコトデハイカヌ、百日ノ旱リニモ動サレ
ヌヤウナコトヲ計畫シナケレバイカヌガ、
ベキ責任ヲ持ツテ居ルト同時ニ、是等ニ關
シマシテハ具體的ニモ考ヘテ居ルノデアリ
マジテ、今回ノ農地開發ニ關シマシテモ、
シマシテハ、私ハ全力ヲ盡シテ遂行ヲ致ス
其ノ大キナ部分ガ、大規模ノ水利ノ改良ニ
アルコトヲ御考ヘ戴キタインデアリマス、

大面積ノ水利ハ、面積ノ大ナルガ故ニ、大キナ土木工事ヲ以テシナケレバ、十分ナル。水利灌漑ガ出來ナインデアリマス、其ノ爲ニ百日ノ旱リニ依ツテ涸レル場所ガ澤山出来テ來ルノデアリマス、今回ノ計畫ハ必ズシモ新シイ土地ヲ拓クノミニ止マルノデハナイノデアリマシテ、水利ノ不十分ナル所ニ對シマシテ、大規模ノ農業水利ノ改良ヲヤルト云フコトガ、其ノ中ニ入ツテ居ルコトヲ御説承戴キマシテ、速カニ御賛成アランコトヲ願フノデアリマス(拍手)。

○副議長(田子一民君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮詢致シマス

○服部崎市君 本案ハ政府提出、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案委員ニ併セ付託サレシコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼ブ者アリ)

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五、木材統制法案ノ第一讀會ヲ開キマス——石黒農林大臣

第三條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ係ル木材ヲ日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得
第四條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ木材ヲ使用又ハ消費スル者ニ對シ木材ノ樹種又ハ材種ヲ指定シテ其ノ使用又ハ消費スル木材ノ數量、用途其ノ他ノ事項ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
第五條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ製材業者ニ對シ其ノ行フ製材ニ關シ材種其ノ他ノ事項ヲ指示スルコトヲ得
第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務、製材業又ハ木材ヲ原料若ハ材料トシテ使用スル業務ヲ行ハントスル者ニ對シ行政官廳ノ許可ヲ受クベキコトヲルコトヲ得
第七條 行政官ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ處アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者其ノ他命令ヲ以て定ムル者ニ對シ其ノ業務及財產ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第九條 日本木材株式會社ハ木材ノ需給
ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル
事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社
トス

第十條 日本木材株式會社ノ資本ハ五千
萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之
ヲ增加スルコトヲ得

第十一條 日本木材株式會社ノ株式ハ記
名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又
ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務
ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半
額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若
ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ
所有スルコトヲ得

第十二條 日本木材株式會社ニ非ザルモ
ノハ日本木材株式會社又ハ之ニ類似ノ
名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲ストコトヲ得ズ

第十三條 日本木材株式會社ニ役員トシ
テ社長副社長各一人、理事三人以上及
監事二人以上ヲ置ク

第十四條 社長ハ日本木材株式會社ヲ代
表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務
ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ
行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定
ムル所ニ依リ日本木材株式會社ノ業務
ヲ分掌ス

監事ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監査
ス

第十五條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ
命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務
大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期
ヲ三年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ
任期ヲ二年トス

第十六條 社長、副社長及理事ハ他ノ職
務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ
主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ

ル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違
反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第三十七條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ

ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
違反シタル者八千圓以下ノ罰金ニ處ス

五百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ挂ミ、
妨ゲ又ハ忌避シタル者

第四十條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者が其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十五條

乃至第三十八條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人

ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ズ

及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ著方
法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法
人ノ業務ヲ執行スレモノニ、未成年者

人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者
又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理

ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

ニ處スルコトヲ得ズ
第四十三條 日本木材株式會社又ハ地方

木材株式會社左ノ各號ノ一ニ該富スル
トキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ又ハ
代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ

處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ル
トキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スル
コト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令
ニ 依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其

ノ認可ヲ受ケザルト

三 第二十條第一項ノ規定ニ違反シ社
債ヲ募集シタルトキ
四 第二十九條(第三十四條第五項ニ
於テ運用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ
依ル命令ニ違反シタルトキ
第四十四條 日本木材株式會社又ハ地方
木材株式會社ノ社長、副社長又ハ理事
第十六條(第三十四條第五項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ違反シタ
ルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス
第四十五條 第十二條又ハ第三十四條第
四項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下
ノ過料ニ處ス

立委員ハ總株式ヨリ指定會社ノ株式ニ
引當テラルベキ株式ヲ控除シタル殘餘
ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ
第五十一條 株式申込證ニハ商法第七百
十五條第二項第二號及第四號乃至第七
號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月
日ヲ記載スベシ

第五十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終
リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ
提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第五十三條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受
ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ
拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタルトキハ
設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集ス
ベシ

第五十五條 創立總會ニ於テハ第十五條
ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フ
ベシ

第五十六條 創立總會終結シタルトキハ
設立委員ハ其ノ事務ヲ日本木材株式會
社社長ニ引渡スベシ

第五十七條 日本木材株式會社ノ成立ニ
因リ指定會社ハ之ニ吸收セラルモノ
トシ指定會社ノ權利義務ハ日本木材株
式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ指定會社
ガ日本木材株式會社ト爲リタルトキハ
法人稅法、營業稅法及臨時利得稅法ノ
適用ニ關シテハ指定會社ハ之ヲ合併ニ
因リテ消滅シタル法人ト看做シ日本木
材株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シ
タル法人ト看做ス

第五十九條 商法第六百六十七條、第八百八
十一條及第八百八十五條ノ規定ハ日本木
材株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ
ルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ
拂込株金額ニ相當スル部分ニ付テハ登
錄稅ヲ課セズ

第六十條 第四十七條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外指定會社ガ日本木材株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第四十七條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議が效力ヲ生ゼザル場合ニ於テ日本木材株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第五十一條乃至第五十六條及第五十九條ノ規定ハ地方木材株式會社ノ設立ニ關シ之ヲ準用ス

第六十三條 本法施行ノ際現ニ日本木材株式會社若ハニ之ニ類似ノ名稱又ハ地方木材株式會社ナルコトヲ示スベキ文字ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第六十四條及第三十四條第四項ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ニ掲グル者ニ適用セズ

〔國務大臣石黒忠篤君登壇〕

○國務大臣(石黒忠篤君) 只今議題トナリマシタ木材統制法案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上げマス

木材ガ各種ノ軍用材、鑛物ノ資源開發ノ爲ニスル坑木、「バルブ」用材、交通通信用材、一般建築、包裝用材ト致シマシテ、國防上、生產力擴充上、將又國民生活上、重要缺クベカラザル物質デアルコトハ御承知ノ通リデアリマス、時局ノ急展ガ生產力擴充ニ伴ヒマシテ、特殊用途ニ供セラレルモ尤ニガ增加ヲ致シマシテ、其ノ需要ノ增加ガ者シイ状態ニ相成リマシタ爲ニ、國內ノ此ノ方面ニ對シマスル用途モ、非常ニ廣汎ニ

ナツテ參ツタノデアリマス、大陸ノ建設ニ伴ヒマシテ、圓域ニ輸出セラレルモノノ増加モ、亦頗ル顯著ニナツテ參ツタ狀況デゴザイマス、然ルニ供給ノ方面ニ於キマシテハ、事變以來外國材ノ輸入ノ激減ヲ見マシタト共ニ、國產材ガ主トシテ内地ニ於キマテシ、相當ノ生産增加ヲ見テ居リマスノデハアリマスルガ、國內森林資源ノ狀況、勞力ノ不足、生産資材ノ配給ノ不十分ト云フヤウナコトニ依リマシテ、今後ハ或ハ漸減ヲ免レナイノデハナカラウカト云フ憂ヲ持ツテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ儘ニ放置ヲ致シテ置キマスルト、今後木材需給ノ不均衡ヲ生ズルコトガ出テ參ル虞ガアルノデアリマシテ、政府ニ於キマシテハ木材全般ニ付キマシテ、生産供給及ビ消費ニ關シマスル綜合的需給計畫ヲ樹テマシテ、是ガ實施ヲ確實ニ致シマスル爲ニ、木材ノ生産ヲ確保致シ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考致シマシテ、配給ヲ適正且ツ計畫のナラシメルヤウニ、殊ニ時局下ノ緊急ノ用途ニ對シマシテ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考ニ基キマシテ、此ノ度木材統制法ヲ制定セントスル次第デゴザイマスルガ、本案ノ内容ノ第一ハ、新タニ中央及び地方ニ特殊會社ヲ設置致シマシテ、木材ノ生産ヲ確保致セマスルト共ニ、強力且ツ公正ナル集荷配給ヲ行ハシメマスルコト、第二ニハ必要ニ應ジテ木材ノ賣買取引業、製材業等ニ付化ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、第三ニハ木材ノ需要供給調整ノ萬全ヲ期シマスル爲ニ、行政官廳ガ木材ノ製材、使用、消費等ニ關シマシテ、必要ナル措置ヲナシ得ルコト致シタイト考ヘルノデアリマス、

ナツテ參ツタノデアリマス、大陸ノ建設ニ伴ヒマシテ、圓域ニ輸出セラレルモノノ増加モ、亦頗ル顯著ニナツテ參ツタ狀況デゴザイマス、然ルニ供給ノ方面ニ於キマシテハ、事變以來外國材ノ輸入ノ激減ヲ見マシタト共ニ、國產材ガ主トシテ内地ニ於キマテシ、相當ノ生産增加ヲ見テ居リマスノデハアリマスルガ、國內森林資源ノ狀況、勞力ノ不足、生産資材ノ配給ノ不十分ト云フヤウナコトニ依リマシテ、今後ハ或ハ漸減ヲ免レナイノデハナカラウカト云フ憂ヲ持ツテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ儘ニ放置ヲ致シテ置キマスルト、今後木材需給ノ不均衡ヲ生ズルコトガ出テ參ル虞ガアルノデアリマシテ、政府ニ於キマシテハ木材全般ニ付キマシテ、生産供給及ビ消費ニ關シマスル綜合的需給計畫ヲ樹テマシテ、是ガ實施ヲ確實ニ致シマスル爲ニ、木材ノ生産ヲ確保致シ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考致シマシテ、配給ヲ適正且ツ計畫のナラシメルヤウニ、殊ニ時局下ノ緊急ノ用途ニ對シマシテ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考ニ基キマシテ、此ノ度木材統制法ヲ制定セントスル次第デゴザイマスルガ、本案ノ内容ノ第一ハ、新タニ中央及び地方ニ特殊會社ヲ設置致シマシテ、木材ノ生産ヲ確保致セマスルト共ニ、強力且ツ公正ナル集荷配給ヲ行ハシメマスルコト、第二ニハ必要ニ應ジテ木材ノ賣買取引業、製材業等ニ付化ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、第三ニハ木材ノ需要供給調整ノ萬全ヲ期シマスル爲ニ、行政官廳ガ木材ノ製材、使用、消費等ニ關シマシテ、必要ナル措置ヲナシ得ルコト致シタイト考ヘルノデアリマス、

何卒慎重御審議ノ上ニ速力ニ御協賛アランコトヲ希望致シマ（拍手）○副議長（田子一民君）質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——松浦周太郎君（松浦周太郎君登壇）

○松浦周太郎君 私ハ只今提案ニナリマシタ木材統制法案ニ對シマシテ、二、三ノ質問ヲ致サントスルモノデアリマス

山林ヲ治メルノ重要性ノ急ナルコトハ、今日ヨリ甚ダシキハナイノデアリマス、事變以來五年、木材ノ需要ハ益々增大シマシテ、森林ハ荒廢シ、國土ノ保安ハ不安ニ陥リツツアルノデアリマス、今之ヲ眺メル時ニ於テ、政府ハ其ノ末葉デアル木材統制法案ヲ出スヨリモ、寧ロ此ノ資源ヲ培養スベキ一大造林國策會社ヲ捲ヘルコトガ、刻下ノ急務デアルト私ハ信ズルモノデアル（拍手）吾吾ハ此ノ實現ヲ期センガ爲ニ常ニ提唱シ、此ノ實現ヲ望ンデ來クモノデアリマスクレドモ、政府ハ之ヲ顧ミズ、其ノ末葉ノ木材統制法ヲ出スガ如キ、本末顛倒ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ又木材ノ統制ガ本案ノ施行ニ依リテ出來ルト致シマシテモ、其ノ資源デアル所ノ森林ノ生產計畫ガ、内外地ニ亘りメルヤウニ、殊ニ時局下ノ緊急ノ用途ニ對シマシテ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考ニ基キマシテ、此ノ度木材統制法ヲ制定セントスル次第デゴザイマスルガ、本案ノ内容ノ第一ハ、新タニ中央及び地方ニ特殊會社ヲ設置致シマシテ、木材ノ生産ヲ確保致セマスルト共ニ、強力且ツ公正ナル集荷配給ヲ行ハシメマスルコト、第二ニハ必要ニ應ジテ木材ノ賣買取引業、製材業等ニ付化ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、第三ニハ木材ノ需要供給調整ノ萬全ヲ期シマスル爲ニ、行政官廳ガ木材ノ製材、使用、消費等ニ關シマシテ、必要ナル措置ヲナシ得ルコト致シタイト考ヘルノデアリマス、

○副議長（田子一民君）質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——松浦周太郎君（松浦周太郎君登壇）

○松浦周太郎君 私ハ只今提案ニナリマシタ木材統制法案ニ對シマシテ、二、三ノ質問ヲ致サントスルモノデアリマス

山林ヲ治メルノ重要性ノ急ナルコトハ、今日ヨリ甚ダシキハナイノデアリマス、事變以來五年、木材ノ需要ハ益々增大シマシテ、森林ハ荒廢シ、國土ノ保安ハ不安ニ陥リツツアルノデアリマス、今之ヲ眺メル時ニ於テ、政府ハ其ノ末葉デアル木材統制法案ヲ出スヨリモ、寧ロ此ノ資源ヲ培養スベキ一大造林國策會社ヲ捲ヘルコトガ、刻下ノ急務デアルト私ハ信ズルモノデアル（拍手）吾吾ハ此ノ實現ヲ期センガ爲ニ常ニ提唱シ、此ノ實現ヲ望ンデ來クモノデアリマスクレドモ、政府ハ之ヲ顧ミズ、其ノ末葉ノ木材統制法ヲ出スガ如キ、本末顛倒ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ又木材ノ統制ガ本案ノ施行ニ依リテ出來ルト致シマシテモ、其ノ資源デアル所ノ森林ノ生產計畫ガ、内外地ニ亘りメルヤウニ、殊ニ時局下ノ緊急ノ用途ニ對シマシテ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考ニ基キマシテ、此ノ度木材統制法ヲ制定セントスル次第デゴザイマスルガ、本案ノ内容ノ第一ハ、新タニ中央及び地方ニ特殊會社ヲ設置致シマシテ、木材ノ生産ヲ確保致セマスルト共ニ、強力且ツ公正ナル集荷配給ヲ行ハシメマスルコト、第二ニハ必要ニ應ジテ木材ノ賣買取引業、製材業等ニ付化ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、第三ニハ木材ノ需要供給調整ノ萬全ヲ期シマスル爲ニ、行政官廳ガ木材ノ製材、使用、消費等ニ關シマシテ、必要ナル措置ヲナシ得ルコト致シタイト考ヘルノデアリマス、

○副議長（田子一民君）質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——松浦周太郎君（松浦周太郎君登壇）

○松浦周太郎君 私ハ只今提案ニナリマシタ木材統制法案ニ對シマシテ、二、三ノ質問ヲ致サントスルモノデアリマス

山林ヲ治メルノ重要性ノ急ナルコトハ、今日ヨリ甚ダシキハナイノデアリマス、事變以來五年、木材ノ需要ハ益々增大シマシテ、森林ハ荒廢シ、國土ノ保安ハ不安ニ陥リツツアルノデアリマス、今之ヲ眺メル時ニ於テ、政府ハ其ノ末葉デアル木材統制法案ヲ出スヨリモ、寧ロ此ノ資源ヲ培養スベキ一大造林國策會社ヲ捲ヘルコトガ、刻下ノ急務デアルト私ハ信ズルモノデアル（拍手）吾吾ハ此ノ實現ヲ期センガ爲ニ常ニ提唱シ、此ノ實現ヲ望ンデ來クモノデアリマスクレドモ、政府ハ之ヲ顧ミズ、其ノ末葉ノ木材統制法ヲ出スガ如キ、本末顛倒ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ又木材ノ統制ガ本案ノ施行ニ依リテ出來ルト致シマシテモ、其ノ資源デアル所ノ森林ノ生產計畫ガ、内外地ニ亘りメルヤウニ、殊ニ時局下ノ緊急ノ用途ニ對シマシテ、其ノ供給ニ萬全ヲ期シタイト考ニ基キマシテ、此ノ度木材統制法ヲ制定セントスル次第デゴザイマスルガ、本案ノ内容ノ第一ハ、新タニ中央及び地方ニ特殊會社ヲ設置致シマシテ、木材ノ生産ヲ確保致セマスルト共ニ、強力且ツ公正ナル集荷配給ヲ行ハシメマスルコト、第二ニハ必要ニ應ジテ木材ノ賣買取引業、製材業等ニ付化ヲ圖リタイト考ヘルノデアリマス、第三ニハ木材ノ需要供給調整ノ萬全ヲ期シマスル爲ニ、行政官廳ガ木材ノ製材、使用、消費等ニ關シマシテ、必要ナル措置ヲナシ得ルコト致シタイト考ヘルノデアリマス、

ノニ對シテ、少クトモ平均負擔ヲ負ハセル
ダケノ命令ヲ出す考ヘデアルカドウカ、今
若シ民有林ニ此ノ上過重ノ負擔ヲ負ハシメ
ルニ至リマスルナラバ、治山治水ハ破レ、
食糧政策ノ根本ヲ危クシ、電源ヲ失ヒテ文
化産業ハ危殆ニ瀕シ、世界ニ冠タル所ノ風
致ハ害セラレルノデアル、故ニ此ノ際民有
林ノ伐採停止命令コソ、政府が出すスペキデ
アルト私ハ信ズル、之ニ對スル政府ノ御所
見ヲ御伺ヒシマス

更ニ繪割會社ノ資本ト其ノ社債ノ内容デ
アリマス、五千万圓ノ資本ニ對シテ三倍ノ
社債ヲ發行スルト提案サレテ居リマスガ、
之ヲ合計致シマシテモ二億圓ニナルノデア
リマス、然ルニ先刻申上ゲマンシタヤウニ、
今日ノ日本ノ木材ノ需要量ハ一億二千五百
万石、其ノ金額實ニ十四億ニ達スルノデア
リマス、假ニ年一回轉スルニ致シマシテモ、
七億圓ノ資本ガナケレバ之ヲナスコトハ出
來ナイ、今假ニ本會社ハ全部買取ハセヌト
致シマシテモ、今後用材ノ關係ハ、本機關
ヲ通ゼズシテ他ニ販賣スルコトハ出來ズ、隨
ヒマシテ資金ノ融通ハ杜絶セラレルモノデ
アル、木材ノ如キ火災ノ憂ビノ多キモノハ、
完全ナル時木場ナラデハ普通銀行ハ金融ス
ルコトハ斷ジテ出來マセヌ、從來大量消費
者及ビ生産資本家ニ依リテ金融ガ講ゼラレ
タモノデアリマシテ、隨テ生産地タル所ノ
山土場ニ出代毎ニ受渡ヲナシ、其ノ資金ニテ
造材費ヲ支拂ヒツツ來ルノガ生産者ノ現狀
デアリマス、今若シ必要ニ應ジテ其ノ金融
ヲナサザレバ、生産ハ直チニ低減スルハ火
ヲ踏ルヨリモ明カデアリマス、此ノ實例ハ
農產物ノ一元集荷ニ依レル昨年末ノ農家ノ
困窮状態ヲ眺メル時ニ於テ、再び此ノ愚ヲ
政府ハ繰返ス考ヘデアルカ下ウカ、之ヲ御
令ナルモノハ、各國有林ノ伐採率ノ低キモ
ノニ對シテ、少クトモ平均負擔ヲ負ハセル
ダケノ命令ヲ出す考ヘデアルカドウカ、今
若シ民有林ニ此ノ上過重ノ負擔ヲ負ハシメ
ルニ至リマスルナラバ、治山治水ハ破レ、
食糧政策ノ根本ヲ危クシ、電源ヲ失ヒテ文
化産業ハ危殆ニ瀕シ、世界ニ冠タル所ノ風
致ハ害セラレルノデアル、故ニ此ノ際民有
林ノ伐採停止命令コソ、政府が出すスペキデ
アルト私ハ信ズル、之ニ對スル政府ノ御所
見ヲ御伺ヒシマス

更ニ又本資本金ヲ大臣ノ認可ニ依ツテハ
増加スルコトガ出来ルト明記シテゴザイマ
スガ、アノ増資ニ對スルモノハ、本會社ハ
民間出資ニアツテ、國策會社ト雖モ政府ノ
出資ニハアラズ、此ノ大臣ノ認可スペキア
トノ部分ハ、國家ガ出資スルノ考へガアル
カドウカ、而シテ十七年度ノ豫算ニ於テ、
此ノ増額ヲ國家ノ支辨ニ依ツテ行フノ考へ
ガアルカ否ヤヲ御伺ヒシタインデアリマス
最後ニ本統制會社ノ機構ニ付テ御伺ヒ
シタインデアリマス、本會社ハ從來ノ國策
會社ノ軌範ヲ脫シテ、中央ニ日本木材株式
會社ヲ作り、地理的自然條件ノ特異性ヲ考
ヘマシテ、地域的ナル地方會社ヲ御作りニ
ナルト云フコトハ認メルノデアリマスガ、
此ノ地方會社ト日本木材株式會社トノ間ニ
於ケル問題デアリマス、今本案ノ内容ニ書
イテアリマス如ク、日本木材會社、地方會
社が竝行的ニ其ノ事業ヲ行フガ如キコトガ
アツテハ「斷ジテ之ヲ行ヘルモノデハナイ、
又日本木材會社ハ中央ニアリマシテ、金融、
指導統制、或ハ之ニ對スル所ノ資材労力ノ
供給ト云フ所ニ重點ヲ置キマシテ、生產ヲ
第一線ニ「タッチ」スルコトハ斷シテ許シ難
イコトデアル、更ニ又此ノ地方木材會社、
及ビ地方木材會社ト既設ノ會社、業者竝ニ
林業者之ニ對スル關係ヲダウ見ラレルカ、
國策會社ガ出來マシテ、屋上屋ノ感ガアル
ト云フコトハ、各方面ニ叫バレテ居ルコト
デアル、是ガ二ツノ會社ヲ通ジテ流レルト
云フ、コトニナルト、從來ノ國策會社ノ弊害
ヲニツ重ネナケレバナラヌコトニナル、私
ハ森林及び木材ノ如キ特異性ノアルモノハ、
地理的關係、或ハ長年經營シテ參リマシタ
所ノ尊キ經驗、及ビ技術等ヲ總動員シテ、
サウシテ從來ノ經驗者ヲ以テ、仕事ノ第一
線ニ當ラセル如キモノデナイト、斷ジテ此

ノ點ハ行ハレナイト思ヒマス(拍手)隨ヒマ
シテ既存ノ木材會社、業者、林業者、此ノ
三ツノ配合ヲドウ考ヘラレルカ、木材業ハ
唯單ニ單獨企業トシ、單獨孤立的ニ經營ス
ルモノニアラズ、森林經營ノ一部面デアリ
マス、隨ヒマシテ此ノ林業者ト業者トノ連絡
ガ密ニケレバナラズ、同時ニ既存會社ト地
方會社トノ關係ガ密ニナケレバナラヌ、此ノ
點政府ハ如何様ニシテ林材協力調和シテ、
其ノ本來ノ使命ヲ達セラレル考ヘガアルカ、
更ニ既存會社及ビ業者、林業者、之ヲ融合
一體ニシテ、サウシテ地方會社ニセラレル
カ、又ハ既存會社ヲ發展解消シ、或ハ業者ヲ
ソコニ加へ、更ニ林業者ヲソニ加ヘマシテ
反スルノミナラズ、國策會社ハ肝腎ナル生
産配給ト遊離シ、口錢取會社ニ墮シ、却テ
考ヘデアルカドウカデアリマス、要ハ地方
會社ノ設立ガ屋上屋ヲ作り、低物價政策ニ
之ヲ吸收シ、以テ其ノ使命ヲ達セラレルノ
要ハアルカドウカデアリマス、要ハ地方
會社ノ設立ガ屋上屋ヲ作り、低物價政策ニ
反スルノミナラズ、國策會社ハ肝腎ナル生
産配給ト遊離シ、口錢取會社ニ墮シ、却テ
本來ノ使命ヲ阻碍スルコトガ常デアリマス、
又此ノ外ニ東京、大阪ノ如キ大都市ニ於キ
マシテハ、其ノ配給上ニ於テ新機構ヲ作ラ
ケレバナラスト思フノデアルガ、政府ハ之
ニ對シテ如何ナル考ヘラレルカ、以上生產
部門ニ於キマシテハ、此ノ機構ガ出來マシ
テモ、失業、轉業者ハ出デナイト存ジマス
ガ、大都市ニ於キマシテハ、本機構完成ト
共ニ必然的ニ起ルモノハ、失業、轉業者デア
ル、此ノ失業、轉業者ニ對シマシテ、如何
ナル處置ヲ御執リニナルカト云フコトヲ御
尋ネシタインデアリマス

國務大臣石黑忠篤君登壇

ト云フ認識ノ下ニ、林業ト綜合經營ノミナラズ、國土計畫的綜合內容ト、東亞共榮圈ノ確立ノ所、所謂廣林材業ノ內容ヲ包括僥倖シテ當然デハアル、併シナガラ全國ノ森林業者ハ實ニ三百二十万、木材業者ハ五万ニ達スルノデアリマス、此ノ大衆ハ此ノ大ナル理想ニ進マウトシテモ、理想ハ二階ニアリ、大衆ノ居ル所ハ下デアル、政府ハ之ヲ實行スルニ當リマシテ、此ノ國家目的ノ二階ニ導ク爲ニハ、政府ノ施設ハ其ノ緩急宜シキヲ得、所謂二階ニ上ル階段トシテノ役目ヲ果サナケレバナラスト思ヒマスガ、之ニ對スル政府ノ御信念ヲ御伺シマシテ質問ヲ終リマス（拍手）

（國務大臣石黒忠篤君登壇）

○國務大臣（石黒忠篤君） 只今松浦サンカラノ各般ノ點ニ互リマシテノ御質問デアリマス、其政ノ統一機關ヲ持ヘマスコトニ付テノ具體ノ御提案ガアリマシタノデアリマスガ、十分ニ参考致シマシテ、將來緊密な關係ヲ各機關ニ於テ執ルヤウニ致シタイト考ヘマス

治山治水ノ兩事業ガ、内務、農林兩省ニ分レテ居ルコトノ不便ニ付テノ御指摘、之ニ關シマシテハ先般ノ議會ニ於ケル御決議ニ基キマシテ、政府ニ於キマシテハ兩省ノ間ニ權限範圍ノ要綱ヲ作リマシテ、能タ相談ヲシテ適正ナル選用ノ實行ヲ致シテ居リマスルカラ、先ツ之ヲ以テ善處致シテ參レバ、大過ナキコトヲ得ルカト考ヘテ居リマス

ソレカラ本法案ノ第一條ノ立木ノ讓渡ノ命令ノ件ニ關シマシテ、出來ルダケ森林所有者ニ勸誘ヲ致シマシテ、サウシテ其ノ實現ヲ致シタイト云フ考ヘラ持ツテ居ルノデアリマス、命令ヲ以テ之ヲ強制ヲ致スト云フヤウナコトハ、餘程憤マナケレバナラス

コトヘ、御指摘ノ通りデアリマスルカラ、慎
重ニ考慮ヲ致シマシテ、其ノ通用ヲ致シマ
スルヤウナ場合ハ、慎重ナ考慮ノ下ニヤル
ゴトニ致シタイト考ヘテ居リマス
ソレカラ次ニ木材會社ノ經理運營ノコト
ニ關シマシテハ、專數字ニ亘リマスルカラ、
委員會ニ於キマシテ十分ニ御説明申上ゲテ
御諒解ヲ得タイト思ヒマス、尙ホ會社以外
ノ木材業者又ハ森林所有者等ニ對シマスル
關係モ、出來ルダケ圓満ニ道ビタイト考ヘハナ
イカト云フ御話デアリマスルガ、只今國家
ハ之ニ對シマシテ出資ヲスルト云フ考ヘハ
員會ノ際ニ讓リタイト考ヘテ居リマス、國
家ハ之ニ對シテ出資ヲスルト云フ考ヘハナ
イカト云フ御話デアリマスルガ、只今國家
ハ之ニ對シマシテ出資ヲスルト云フ考ヘハ
持ツテ居リマセヌ、次ニ失業者ニ對シマスル
御注意ガゴザイマシタガ、是等ハ現下經濟
界ノ事情ノ急變ニ依リマスル、各方面ノ失
業者ニ對シマス對策ノ一部分ト致シマシテ、
持ツテ居リマセヌ、次ニ失業者ニ對シマスル
慎重ニ考慮ヲ致シテ過チナキヨ期シタイト
考ヘテ居リマス、尙本案ニ付テ十分ノ自信
ヲ持ツテ、百年ノ爲ニナルヤウナ經營ヲ致
シ得ルカドウカト云フコトニ關シマシテハ、
當初ノ御質問ニ、現代ハ山林過伐デアル、
木材會社ヲ作ル如キハ寧ロ未デアツテ、造
林會社ヲ作ルベキデアルト云フ御意見デア
リマシタ、造林ノ必要ナルコトニ付キマシ
テハ全ク御感デアリマシテ、本年度ノ計
畫ト致シマシテ、十年間ニ百三十二万町歩
ノ造林ヲ實行致シタイト云フコトニ要シマ
スル豫算ハ、御協賛ヲ得テ居ル次第デアリ
マス、此ノ本ヲ立テマスルノニ對應致シマ
シテ、現下ノ木材需給ノ調整ノ爲ニ、此ノ
會社ヲ當業者ノ意向ヲモ十分ニ入レテ立案
ヲ致シマシタ譯デゴザイマスカラ、私ハ十
分ノ自信ヲ以テ實行シ得ルコト考ヘルノ
デアリマス、何卒速カニ御協賛アランコト
ヲ御願ヒ致シマス(拍手)

テ森林特別會計ヲ拵ヘル考ヘハナイカト云
フ御尋ネデゴザイマシタガ、便宜私ヨリ御
答ヘヲ申上ゲタイト思ヒマス
森林ニ付キマシテ特別會計ヲ拵ヘルコト
ニ付キマシテハ、相當者慮シナケレバナラ
ヌ點カ多イト思フノデアリマス、只今松浦
サンカラノ御話ノアリマシタヤウニ、森林
行政ハ内地、外地ヲ通ジテ、之ヲ統一シテ
行カナケレバナラスノデアリマス、然ルニ
今日我ガ國ノ會計制度ニ於キマシテハ、外
地ノ特別會計ト内地ノ會計トハ別箇ニナツ
テ居リマシテ、例ヘバ朝鮮、臺灣、韓太ノ
如キ外地ニ於キマシテハ、鐵道ト云ビ、遞
信ト云ヒ、總テ各々其ノ外地ノ特別會計ノ中
行ツテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテコ
コデ假ニ特別會計ヲ拵ヘルト致シマシテモ、
ヲ拵ヘナケレバナラスカト思フノデアリマ
ス、之ヲ若シ内地、外地ヲ通ジタル特別會
計ヲ拵ヘルト云フコトニナリマスレバ、我
ガ國ノ會計制度全般ニ對シテ相當ナ變革ヲ
來タス端緒トモナルカト思フノデアリマ
シテ、此ノ點ニ付テ相當考慮ノ餘地ガアルト
思フノデアリマス
第二ニ森林行政ト云フモノハ、國土計畫、
治水計畫ト密接ナル關係ヲ持ツテ居ルノデ
アリマシテ、森林行政ノ要求ダケデ事方行
ヒ得ル場合ノミガアル譯デハナイト思フノ
デアリマス、隨ヒマシテ森林特別會計ヲ拵
ヘマシタ場合ニ於テ、是カラ國土計畫、治水
計畫ノ要求トノ調和ヲ如何ニシテ行クカ、
サウ云フ要求トノ調和ヲ圖ツタ上ニ於テ、
尙且ツ特別會計ガ成立チ得ルヤ否ヤト云フ
點ニ付テ、相當ノ問題ガ殘ツテ居ルト思
フノデアリマス、尙ホ次ニ木材ノ價格ハ
最近良イノデゴザイマシテ、ソレガ爲ニ
最近數年間ハ、森林收入ト森林ニ關スル
支出トノ間ニ於テ、稍、黒字ノ關係ガ成立

シテ居リマス、併シナガラ御承知ノヤウニ、數年前マデノ木材ノ價格ノ悪カツタ時分ニ於キマシテヘ、森林收入ト森林ニ關スル經費ハ、必ズシモ收支常ニトシト云フ譯ニハ行カラカツタノデアリマス、今後ニ於テ若シ森林關係ニ對シテ、更ニ國策ニ重點ヲ置ケクト云フコトニナリマスレバ、森林收入ヨリモ森林ニ關スル支出ガ多イト云フコトガ、或ハ續クカモ知レナインデアリマス、サウナリマスレバ、サウ云ツタヤウナ、常ニ一般會計ヨリ支給ヲシナケレバナラヌト云フヤウナ狀態ニアルモノニ付テ、詰リ收支トンントナラザルモノニ付テ、特別會計ヲ持ヘル必要アリヤ否ヤト云フ點ニ付テ、相當考慮スベキ點ガアルト思フノデアリマス、以上ノヤウナ諸點ヲ考ヘマスト、此ノ特別會計ヲ設置スベキヤ否ヤト云フコトニ付テハ、今後尙ホ相當研究ヲ致シタイト存ズル次第デアリマス(拍手)

○副議長(園子一雲著) 杉山元治郎君

(杉山元治郎君登壇) 杉山元治郎君

○杉山元治郎君 私ハ今上程ニナツテ居リマスル木材統制法案ニ付キマシテ、重複ヲ避ケテ二、三質疑ヲ試ミタイト存ズルノデアリマス

先づ第一ニ概括のニ御尋ネ致シタイ點ハ、本法案ハ森林新體制ニ即應スルモノナリヤ否ヤト云フコトデアリマス、今大臣ヨリ伺ツテ見マスルト、本法案ノ大體ノ内容ハ、木材ノ生産、配給、消費ノ計畫的統制、木材業者ノ營業ノ許可制、日本木材統制會社ノ新設、地方「ブロック」別木材株式會社ノ設立ト云フヤウナコトデゴザイマスルガ、木材ハ事變以來軍事公用材ノ需要ハ勿デアリマスルガ、一方輸入材デアル所ノ「アメリカ」材、沿海州ヨリ參リマスル北洋材ハ殆ド輸入分杜絕シテ、漸ク南洋材ガ僅カバカ

リ入ツテ居ルヤウナ狀態デアルノデアリマス、故ニ此ノ際單ナル生産、消費、配給ノ面ノミナラズ、山林全體ニ對シテ、國家目的ニ即應スルヤウ、改善整理ヲ致サナケレバナラヌト存ズルノデアリマシテ、今日マデ山林事業界ノ障碍トナツテ參リマシタ
諸點ハ

イ、林政ノ不統一
口、過伐及ビ造林不振ニ依ル森林資源ノ濫濫及ビ國土ノ不安
ハ、生産出荷ノ無統制
ニ、配給機構ノ不整備ニ依ル必要資材ノ供給確保ノ困難
ホ、價格政策ノ不徹底
ヘ、森林金融ノ不振

デアツタト思フノデアリマス、故ニ是等ノ事柄ヲ全面的ニ改善シテ、森林新體制ヲ御立テニナル意圖ガアルノデアルカドウカ、又此ノ法案が其ノ不振ノ諸點ヲ改善スルニ足ル所ノモノデアルカドウカ、先づ此ノ點ヲ概括的ニ御伺ヒスルノデアリマス

第二ニ箇別的ニ御伺ヒ致シタイ諸點ガゴザイマス、其ノ一ハ林政機構ノ問題デアリマスガ、既ニ松浦君方其ノ點ニ細カク觸レマシタカラ、私ハ重ネテ之ニ觸レヨウト致シマセス、私モ民有林對國有林ノ整備統一ノ問題、内地・外地林政ノ統一ノ問題、農林省對内務省ノ山林行政ノ問題、斯ウシタ問題ヲ御伺ヒスル積リデアリマシタガ、先程由述ベマシタヤウニ、松浦君ノ質問デ足リテ居リマスカド、重ネテ私ハ此ノ點ニ付テ御尋ネテ致シマセス

其ノ第二ハ、幼齡林ノ過伐ト森林法ノ矛盾ニ對シマシテノ調整ヲ如何ニスルカト云フ點ニアリマス、今色々御話ガゴザイマシタヤウニ、近時ノ木材需要ノ激増ハ、必然ニ幼齡林ノ過伐ニナツテ居ル次第アリマス、然ルニ昨年ノ議會ニ於キマシテ森林法ガ改正セラレ、森林組合ヲ作ツテ各施業案ナルモノヲ實施スルコトニナツテ居リマス、

之ニ依リマスト幼齡林ヲ伐採スルコトヲ禁
止致シテ居ルノデアリマス、唯許サレテ居
ルノハ、生活困難ソ時ニノミ許サレテ居ル
ノデアリマスガ、今申述べマスヤウニ、現
在ノ實情ハ幼齡林ヲドシノト伐採致シテ
居ルノデアリマス、此ノ實情ト此ノ森林法
ノ問題トヲ如何ニ調整スルノデアルカ、是
ハ事變特別ノ事例トシテ許シテ置クノデア
ルカ、或ハ森林法ノ此ノ點ヲ近ク御改正ニ
ナル積リデアルカ、此ノ點ニ付テ大臣ノ御
意見ヲ伺ヒタインデアリマス

其ノ三ハ、民有林ノ開發ト林道及ビ森林
鐵道ニ關シマスル問題デアリマス、先程申
述ベマシクヤウニ、木材ノ需要ニ増大ハ一
面幼齡林ノ濫伐トナツテ居リマスガ、森林
法ノ改正ヲ俟ツマデモナク、森林資源ノ涵
養上幼齡林ノ伐採ヲ出來ルダケ止メテ、過
熱林販ハ未利用林ヲ開發致シマシテ、之ヲ
伐採スルコトガ必要デアリマス、所ガ過熱
林、未利用林ナルモノハ、主ニ交通不便ノ
山奥ニアルノデアリマス、故ニ是等ヲ合理
的ニ經營シ開發致サレト致シマスナラバ、
ドウシテモ林道ノ開發、森林鐵道ノ敷設、
斯ウ云フモノガ必要ニナツテ參リマスル
ガ、政府ハ之ニ對シマシテドウ云フヤウナ
對策ヲ御立テニナリツアルカ、最近十箇
年計畫ナルモノガアルヤニ聞イテ居リマス、
又其ノ十箇年計畫ノ第一年度ガ、昭和十五
年ニ於テナサレタノデアリマスガ、其ノ一
年ノ實績ハドウ云フ程度ニナツテ居リマス
カ、ソレニ依ツテ是ガ満足すべき程度ニア
ルカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒシタインデア
リマス

其ノ四ハ、森林資源ノ潤渴及ビ國土不安
ニ對スル問題デアリマスガ、先程申上ゲマ
スルヤウニ、年々代採致シマスル木ガ、非
常ニ増大致シマスル關係デ、無立木地ガド
ンドン殖ニテ居ルヤウナ狀態デアリマス、
例ヘ昭和九年カラ十三年マデノ五箇年間
ノ北海道ヲ含ムテノ内地平均ヲ見マスルト、

伐採面積ハ四十四万五千町歩、造林面積ハ
人工、天然造林ヲ合セマシテ四十万五千町
歩、差引年々四万町歩ノ無立木地ガ增加シ
居ルノデアリマス、此ノ點ヲ近ク御改正ニ
ナル積リデアルカ、此ノ點ニ付テ大臣ノ御
意見ヲ伺ヒタインデアリマス

其ノ三ハ、民有林ノ開發ト林道及ビ森林
鐵道ニ關シマスル問題デアリマス、先程申
述ベマシクヤウニ、木材ノ需要ニ増大ハ一
面幼齡林ノ濫伐トナツテ居リマスガ、森林
法ノ改正ヲ俟ツマデモナク、森林資源ノ涵
養上幼齡林ノ伐採ヲ出來ルダケ止メテ、過
熱林販ハ未利用林ヲ開發致シマシテ、之ヲ
伐採スルコトガ必要デアリマス、所ガ過熱
林、未利用林ナルモノハ、主ニ交通不便ノ
山奥ニアルノデアリマス、故ニ是等ヲ合理
的ニ經營シ開發致サレト致シマスナラバ、
ドウシテモ林道ノ開發、森林鐵道ノ敷設、
斯ウ云フモノガ必要ニナツテ參リマスル
ガ、政府ハ之ニ對シマシテドウ云フヤウナ
對策ヲ御立テニナリツアルカ、最近十箇
年計畫ナルモノガアルヤニ聞イテ居リマス、
又其ノ十箇年計畫ノ第一年度ガ、昭和十五
年ニ於テナサレタノデアリマスガ、其ノ一
年ノ實績ハドウ云フ程度ニナツテ居リマス
カ、ソレニ依ツテ是ガ満足すべき程度ニア
ルカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒシタインデア
リマス

其ノ四ハ、森林資源ノ潤渴及ビ國土不安
ニ對スル問題デアリマスガ、先程申上ゲマ
スルヤウニ、年々代採致シマスル木ガ、非
常ニ増大致シマスル關係デ、無立木地ガド
ンドン殖ニテ居ルヤウナ狀態デアリマス、
例ヘ昭和九年カラ十三年マデノ五箇年間
ノ北海道ヲ含ムテノ内地平均ヲ見マスルト、

伐採面積ハ四十四万五千町歩、造林面積ハ
人工、天然造林ヲ合セマシテ四十万五千町
歩、差引年々四万町歩ノ無立木地ガ增加シ
居ルノデアリマス、此ノ點ヲ近ク御改正ニ
ナル積リデアルカ、此ノ點ニ付テ大臣ノ御
意見ヲ伺ヒタインデアリマス

其ノ三ハ、民有林ノ開發ト林道及ビ森林
鐵道ニ關シマスル問題デアリマス、先程申
述ベマシクヤウニ、木材ノ需要ニ増大ハ一
面幼齡林ノ濫伐トナツテ居リマスガ、森林
法ノ改正ヲ俟ツマデモナク、森林資源ノ涵
養上幼齡林ノ伐採ヲ出來ルダケ止メテ、過
熱林販ハ未利用林ヲ開發致シマシテ、之ヲ
伐採スルコトガ必要デアリマス、所ガ過熱
林、未利用林ナルモノハ、主ニ交通不便ノ
山奥ニアルノデアリマス、故ニ是等ヲ合理
的ニ經營シ開發致サレト致シマスナラバ、
ドウシテモ林道ノ開發、森林鐵道ノ敷設、
斯ウ云フモノガ必要ニナツテ參リマスル
ガ、政府ハ之ニ對シマシテドウ云フヤウナ
對策ヲ御立テニナリツアルカ、最近十箇
年計畫ナルモノガアルヤニ聞イテ居リマス、
又其ノ十箇年計畫ノ第一年度ガ、昭和十五
年ニ於テナサレタノデアリマスガ、其ノ一
年ノ實績ハドウ云フ程度ニナツテ居リマス
カ、ソレニ依ツテ是ガ満足すべき程度ニア
ルカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒシタインデア
リマス

其ノ四ハ、森林資源ノ潤渴及ビ國土不安
ニ對スル問題デアリマスガ、先程申上ゲマ
スルヤウニ、年々代採致シマスル木ガ、非
常ニ増大致シマスル關係デ、無立木地ガド
ンドン殖ニテ居ルヤウナ狀態デアリマス、
例ヘ昭和九年カラ十三年マデノ五箇年間
ノ北海道ヲ含ムテノ内地平均ヲ見マスルト、

伐採面積ハ四十四万五千町歩、造林面積ハ
人工、天然造林ヲ合セマシテ四十万五千町
歩、差引年々四万町歩ノ無立木地ガ增加シ
居ルノデアリマス、此ノ點ヲ近ク御改正ニ
ナル積リデアルカ、此ノ點ニ付テ大臣ノ御
意見ヲ伺ヒタインデアリマス

其ノ三ハ、民有林ノ開發ト林道及ビ森林
鐵道ニ關シマスル問題デアリマス、先程申
述ベマシクヤウニ、木材ノ需要ニ増大ハ一
面幼齡林ノ濫伐トナツテ居リマスガ、森林
法ノ改正ヲ俟ツマデモナク、森林資源ノ涵
養上幼齡林ノ伐採ヲ出來ルダケ止メテ、過
熱林販ハ未利用林ヲ開發致シマシテ、之ヲ
伐採スルコトガ必要デアリマス、所ガ過熱
林、未利用林ナルモノハ、主ニ交通不便ノ
山奥ニアルノデアリマス、故ニ是等ヲ合理
的ニ經營シ開發致サレト致シマスナラバ、
ドウシテモ林道ノ開發、森林鐵道ノ敷設、
斯ウ云フモノガ必要ニナツテ參リマスル
ガ、政府ハ之ニ對シマシテドウ云フヤウナ
對策ヲ御立テニナリツアルカ、最近十箇
年計畫ナルモノガアルヤニ聞イテ居リマス、
又其ノ十箇年計畫ノ第一年度ガ、昭和十五
年ニ於テナサレタノデアリマスガ、其ノ一
年ノ實績ハドウ云フ程度ニナツテ居リマス
カ、ソレニ依ツテ是ガ満足すべき程度ニア
ルカドウカ、此ノ點ヲ御伺ヒシタインデア
リマス

其ノ四ハ、森林資源ノ潤渴及ビ國土不安
ニ對スル問題デアリマスガ、先程申上ゲマ
スルヤウニ、年々代採致シマスル木ガ、非
常ニ増大致シマスル關係デ、無立木地ガド
ンドン殖ニテ居ルヤウナ狀態デアリマス、
例ヘ昭和九年カラ十三年マデノ五箇年間
ノ北海道ヲ含ムテノ内地平均ヲ見マスルト、

舊法ニ依リ設ケラレタル朝鮮軍軍法會議及臺灣軍軍法會議ハ之ヲ第九條第一項ノ改正規定ニ依ル軍軍法會議トス
本法施行ノ際現ニ存スル特設軍法會議ハ之ヲ第九條第三項ノ改正規定ニ依ル臨時軍法會議トス
本法ハ本法施行前ニ生ジタル事件ニ亦之ヲ適用ス
本法施行前管轄權ヲ有スル事件ニ付公訴ノ提起アリダルトキハ本法ニ依リ管轄權ヲ有ゼアルトキト雖モ其ノ軍法會議之ヲ審判ス
本法施行ノ際現ニ公判申ノ事件ニ付テハ裁判官タル判士ノ區別ハ仍從前ノ例ニ依ル
海軍軍法會議法中改正法律案
海軍軍法會議法中左ノ通改正ス
第十一條第一號中「將官相當官」ヲ削ル
第四十七條第三項中「減スルコトヲ得」ノ下ニ「戰時事變ニ際シ高等軍法會議」以外ノ當設軍法會議ニ付亦同シヲ加フ
第七十三條第一項中「下士」ヲ「下士官」ニ改ム
第七十五條中「將校」ノ下ニ「又ハ將校相當官」ヲ加フ
第七十七條第一項中「憲兵卒」ヲ「憲兵兵」ニ改ム
第一百九十七條第二項中「海軍軍令部長」ヲ「軍令部總長」ニ改ム
第一百九十八條中「辯護人」ノ下ニ「辦理士、計理士」ヲ加フ
第二百三十五條第二項中「海軍軍令部長」ヲ「軍令部總長」ニ改ム
第二百三十七條中「辯護人」ノ下ニ「辦理士、計理士」ヲ加フ
第三百九條第一項及第三百三十二條第一項第三號中「被告事件其ノ軍法會議ノ管轄」ニ屬セサルモノナルトキノ下ニ「若ハ

軍法會議ニ移送スルヲ相當トスルモノ他ノ管轄
其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノ他ノ管轄
ルトキ」ヲ加フ
第五百五十九條中「樺太及關東州」ヲ「樺
太、關東州及南洋群島」ニ改ム
第五百六十條中「臺灣及關東州」ヲ「臺灣、
關東州及南洋群島」ニ改ム

軍法會議同様判士二名ヲ減ジ得ルコトを致シ、又判士ノ區別ヲ佐官、尉官等階級群ヲ以テ示シマスル規定ニ改メマシテ、以テ事件處理ノ圓滑ヲ期セントスルモノデゴザイマス
其ノ第四ハ、軍法會議間ノ事件送致ニ關スル規定ヲ調整セントスルモノデアリマス
以上ガ本法律案ヲ提出スルニ至リマシタ理由ノ要旨デアリマス、何卒御審議ノ上速カニ御協賛アランコトヲ希望致シマス（拍手）
○副議長（田子一民君） 豊田海軍次官
〔政府委員豊田貞次郎君登壇〕
○政府委員（豊田貞次郎君） 只今上程サレマシタ海軍軍法會議法中改正法律案ノ提出理由ヲ御説明申上げマス
今次事變ノ經驗ニ鑑ミマシテ、海軍軍法會議法ノ運用上整備スルヲ要スル節所ガゴザイマスノデ、之ヲ改正セントスルノデゴザイマス、其ノ主ナル點ハ四點ゴザイマス其ノ第一ハ、近時諸般ノ事情カラ致シマシテ、軍法會議ニ所要ノ判士ヲ召集スルコトガ困難トナリマシタノデ、戰時事變中ニ限りマシテ、高等軍法會議以外ノ常設軍法會議ニ於キマシテモ、特設軍法會議ノ例ニ做ヒマシテ、判士二名ヲ減ジ得ルコト致シタインデゴザイマス
其ノ第二ハ、現行法ニ於キマシテハ、海軍將校ガ搜查機關トシテ、海軍司法警察官ノ職務ヲ行ヒ得ルコトトナツテ居ルノデアリマスルガ、之ヲ將校ノミニ限定致シマスルコトハ、實際上種々不便ヲ生ジマスノデ此ノ際將校相當官ニ對シマンシテモ、將校ト同様ノ權限ヲ附與セントスルノデアリマス其ノ第三ハ、海軍軍法會議間ノ事件送致ニ關シマスル規定ガ、稍、嚴格ニ過ギマスノデ、之ヲ緩和セントスルモノデゴザイマス其ノ第四ハ、外地ニ於キマスル海軍軍法會議法ノ運用ニ關シマシテ缺陥ガゴザイマ

以上所述ベマシタ四ツノ主ナル理由ニ依
リマシテ、本改正法律案ヲ提出致シマシタ
次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上速カニ
御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)
○副議長^{田子一民君} 各案ノ審査ヲ付託
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス
異議アリマセヌカ
○服部崎市君 日程第七及ビ第八ノ兩案ヲ
一括シテ、議長指名九名ノ委員ニ付託サレ
ンコトヲ望ミマス
○副議長^{田子一民君} 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○副議長^{田子一民君} 御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程第九、重要機械製造事業法
案、日程第十、工作機械製造事業法中改正
法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ
開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——
委員長川島正次郎君

各位竝ニ政府當局何レモ熱心且ツ眞撃ニ質疑應答ゼラレマシテ、極メテ圓満且ツ順調ニ審議ヲ進メラレタコトハ、私ノ最モ欣快ニ存ズル所デアリマス、以下其ノ論議ノ主ナルモノニ付テ御紹介ヲ申上ゲマス
先づ貸家組合法案竝ニ住宅營團法案ニ關シマシテハ、第一ニ兩案ニ共通スル事項トシテ、住宅ノ建設上當面緊急ノ問題デアル所ノ、建築用資材ノ供給ヲ確保スル方策如何トノ質問ガアリマシタガ、之ニ對シテ政府當局ヨリ、關係各省ノ協力ヲ得テ、物資動員計畫上ニ於ケル特別ノ措置、其ノ他ノ是ガ供給ノ確保ヲ圖ル爲ニ必要ナル措置ヲ講ズル旨ノ答辯ガアリ、又建築技能者ノ供給ニ付テモ、特ニ其ノ養成施設ヲ講ズル等、是ガ供給ノ確保ヲ圖ル爲メ最善ノ努力ヲ致ス旨ノ言明ガアリマシタ
次ニ住宅政策上ノ根本問題トシテ各委員ヨリ、一、都市ノ無制限ナル膨脹ヲ抑制スル措置ヲ講ズル必要ガアルト云フコト、二、農村住宅、都市不良住宅、其ノ他一般ニ住宅ノ改善ヲ圖ル必要ノアルコト、三、住宅問題ニ付テ防空上ノ考慮ヲ十分ニ拂フ、必要ノアルコト、四、住宅ハ成ベタ一般國民ニ之ヲ所有セシムルト云フ方針ヲ執ル必要ノアルコトニ付キマシテ意見ノ開陳ガアリマシタガ、之ニ對シ政府當局ヨリ、第一點ニ付テハ國土計畫、地方計畫ノ確立ニ依ツテ、其ノ弊害ヲ防止スル措置ヲ講ズルコト、其ノ他ノ點ニ付キマシテハ、其ノ趣旨ニハ何レモ同感デアルカラ、今後關係當局ト協力ヲシテ、是ガ實現ヲ考慮シタキ旨ノ答辯ガアリマシタ
第二ニ、貸家組合法案ニ付キマシテ、特ニ組合事業ノ一つデアル貸家ノ賃貸條件、其ノ他經營ニ關スル統制ニ關聯シテ、其ノ制ガ家主本位ニ流レテ、借家人ヲ壓迫スルガ如キコトハ宜クナイノデアルカラ、別ノ指導監督ヲ要スル旨ノ意見ニ對シマシ

テ、政府當局ヨリ組合設置ノ公益的意義ニ鑑ミ、斯クノ如キ弊害ノ豫防乃至防遏ニ付キ最善ノ努力ヲ致ス旨ノ言明カアリ、又敷金制度ノ合理化ノ問題ニ付テモ、實情ニ照ラシ適切ナル方途ヲ講ズル方針デアルコトヲ答辯セラレタノデアリマス、其ノ他一、組合役員ノ報酬等組合経費ヲ節約シテ組合員ノ負擔ノ輕減ニ留意スルコト、二ニ、組合員ノ議決権ハ特別ノ事情ノナキ限り出資口數ノ多寡ニ拘ラズ平等ナラシメルコト、三ニ、或ハア「ペート」ノ經營方法及ビ其ノ居住者ノ生活ニ付テ格段ノ指導ヲ加フルノ要アルコトニ付テ、意見ノ開陳ガアリマシタガ、之ニ付キマシテモ、政府當局ヨリ其ノ趣旨ニ賛成ラシテ、其ノ實現ニ努ムベキコトヲ答辯セラレタノデアリマス

ヲ行フ見込ミガナイコト等ノ諸點が明カニセラレタ次第デアリマス、此ノ外住宅營團ノ事業ノ執行ニ關シ、或ハ建築資材ノ規格ノ統一ノ點ニ付キ、或ハ建築資材ノ規格ノ統一ノ點ニ付キ、適切ナル意見ノ開陳ガアリマシタガ、是等ニ對シテハ政府當局ヨリ其ノ趣旨ヲ十分尊重スル旨ノ答辯ガアツタノデアリマスニ。次ニ醫療保護法案ニ關シマシテハ、第一ニ醫療保護事業者ノ種類、被保護者ノ範囲、醫療費、附帶事業、受療手續等ニ付キ質問ガアリ、政府當局ヨリソレヽ詳細ナル答辯ガアリマシタガ、其ノ内容ハ速記録ニ就テ御覽ヲ願ヒタインデアリマス、尙ホ本法ニ依ル醫療ヲ受ケル者ハ、選舉資格ヲ喪失スルコトガナキヤトノ質問ニ對シテハ、政府當局ヨリ選舉資格ヲ喪失スルコトナシトノ答辯ガアツタノデアリマス。

第二ニ第十三條ノ制裁ノ規定及ビ第二十八條ノ罰則規定ヲ設ケタル理由如何トノ質問ニ對シテハ、政府ハ救護法等ト同様ノ趣旨ニ基イテ、濫療防止ノ強化的意味ヲ以テ、當該規定ヲ設ケタノデアルトノ答辯デアリマシタ

第三ニ國民健康保險法並ニ行路病人及ビ行路死亡人取扱法ト、本法トノ關係如何テアルトノ質問ニ對シテハ、政府當局ヨリ國民健康保險法ニ依リ、貧困者ノ醫療ヲモ全部解決スルコトハ理想デアルト考ヘラレルノデアルガ、健康保險組合ハマダ十分ニ普及ヲシテ居ラナインミニナラズ全村加入ノ組合モ少イノデアツテ、又療養ノ給付ノ期間ニモ制限ガアツテ、是等ノ社會保險ノ缺陷ヲ補フ爲ニモ、本法ノ施行ハ極メテ必要アルトノ答辯ガアリ、尙ホ行旅病人ノ醫療ハ、其ノ特殊性ニ鑑ミマシテ、從來通り行旅病人及ビ行旅死亡人取扱法デ保護ヲ行フトニ答辯ガアリマシタ、尙ホ以上ノ外、保險ニ關スル根本對策、醫藥制度調査會ノ答申事項、醫師法ノ改正、藥品ノ配給等ニ關シ

テ、種々ノ質問ガアツテ、之ニ對シ政府當局ヨリ逐一懇切ナル答辯ガアリマシタ
大體敍上ノ如キ經過ヲ以テ委員會ハ其ノ質疑ヲ終了シタノデアリマスガ、其ノ際特ニ貸家組合法案及ビ住宅營團法案ニ關シマシテ、川崎委員ヨリ委員間ノ要望トシテ、一ニ、政府ニ於テハ我が國ノ現状竝ニ今後ノ情勢ニ即應シテ、一層徹底セル住宅政策ヲ樹立スペキコト、二ニ、住宅營團ノ理事長、副理事長、理事及ビ監事ニ營團ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ヲ選任スル場合ニハ、其ノ者ガ退職後少クトモ五年ヲ經過スルコトヲ要スルモノトスル原則ヲ遵守スルコト、三ニ、住宅營團ニ於テ分譲スル住宅ノ分譲ノ年限ハ、政府ノ豫定ハ二十箇年ト云フコトデアルケレドモ、之ヲ十五年以内ノ原則トスルト云フコトニ短縮スル、四ニ、住宅營團ノ役員ニ對スル罰則ハ、貸家組合ノ役員ニ對スル罰則ニ比較シテ、所謂濫職ノ罪ニ關スルモノヲ缺ク點ニ於キマシテ機衡ヲ失シ、且ツ妥當ナラズト認ムルヲ以テ、トノ四點ヲ擧ゲテ、政府當局ノ意見ヲ求メ共ニ、他ノ類似ノ立法ト併セテ適當ナル機會ニ於テ之ヲ是正スルコトヲ考慮スルコト、住宅營團ノ役員ノ監督上大イニ留意スルトナレタノニ對シマシテ、特ニ厚生大臣ヨリ第一點ニ付キマシテハ、其ノ趣旨ニ於テ、最モ適任ナル者ヲ選任スル副フヤウニ努力スル旨ノ、第二點ニ付テスル上ニ於テ、成ベク其ノ年限ヲ短縮考ヘデアルカラ、此ノ意味ニ於テ成ベク其ノ趣旨ニ副フヤウニ致シタイ旨ノ、又第三點ニ付キマシテハ、分譲申込金ノ徵收、分譲賦金ノ増加ノコトモ考慮セネバナラヌガ、成ベク其ノ年限ヲ短縮スル御趣旨ニ副フヤウニ致シタイ旨ノ答ガアリマシク、更ニ第四點ニ付キマシテハ、役員ノ監督上萬全ノ注意ヲ拂フト共ニ、他ノ類似ノ立法下併セテ、適當ナル機會ニ於

○喜一君ヨリ原案養成ノ旨ノ發言ガアリマシテ、採決ノ結果三法案トモ全會一致ヲ以テ原案ヲ可決スルニ至ツタ次第アリマス、以上概略デハアリマスルガ、貸家組合法案外二件ノ委員會ニ於ケル審議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲタ次第アリマス（拍手）

○議長（小山松壽君）三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君）御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○服部崎市君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○服部崎市君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、國民勞務手帳法案及ビ勞働者年金保險法案ノ兩案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ其ノ審議ヲ進メラレントコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、國民勞務手帳法案、勞働者年金保險法案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長野田俊作君
國民勞務手帳法案(政府提出)
報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)
勞働者年金保險法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十六年二月十四日
一 聚議院議長小山松壽殿
二 衆議院議長野田俊作
三 委員長 野田俊作
四 報告書
一勞働者年金保險法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
昭和十六年二月十四日
一 委員長 野田俊作
二 衆議院議長小山松壽殿
三 報告書
○野田俊作君登壇
○野田俊作君
只今議題トナリマシタル國民勞務手帳法案及ビ勞働者年金保險法案ニ關スル委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シ
マス
先づ國民勞務手帳法案ニ付テ申上ゲマス、本法案ハ我ガ國ノ現下ノ情勢ニ鑑ミ、勞務者ノ移動ヲ防止シ、勞務ノ適正ナル配置ヲ計ラントスルモノデアリマス、即チ工場、礦山及ビ土木、建築、交通、運輸、貨物取扱、通信等ノ事業ニ使用セラレマス所ノ技術者及び勞務者ヲシテ、其ノ身分、経歴、技能ノ程度、賃銀等ヲ記載セル國民勞務手帳ヲ所持セシメ、此ノ手帳ニ依リマシテ、

議ヲ開クコト三回、各委員極メテ熱心ニ審議ヲセラレタノデアリマス、其ノ詳細ニ付キマシテハ、速記録ニ就テ御覽ヲ願フコト致シマシテ、一、二主要ナ點ニ付テ御報告ヲ申上ゲタイト存ジマス
第一ニハ、成程從業者ノ移動ノ多イトイ云フコトハ、生産能率ヲ低下スルガ、從業者ノ移動ヲ防止スル爲ニハ、單ニ法令ニ依ラナイデ、移動ノ原因ヲ除去シテ、從業者ニ對シ時局ノ認識ヲ徹底セシメ、國策遂行ニ協力スルノ心構ヘラ持タセル必要ガアルト思フガ、如何カト云フ質問ガアリマシタ、政府ハ之ニ對シ、從業者ノ移動ヲ防止スル爲ニハ、本法ノ實施ニ依ル外ニ福利施設ノ徹底、勞務管理ノ改善等ニ依ツテ、移動ノ原因ヲ除去シ、產業報國運動ニ依リ、從業者ノ勤勞報國精神ノ昂揚ヲ圖ツテ、生産力擴充ニ遺憾ナキヲ期スル旨ノ御答辯ガアリマシタ、第二ニ國民勞務手帳ノ返還ニ關シテ使用者ノ中ニハ不當ニ國民勞務手帳ノ返還ヲシナイヤウナモノガアリハシナイカト云フ質問ガアリマシタガ、政府ハ之ニ對シ使用者ガ手帳ヲ返還シナイコトヲ得ル場合ハ、命令ヲ以テ明確ニ規定スル、萬一使用者ガ不當ニ手帳ヲ返還シナイヤウナ場合ニハ、使用者ニ對シ手帳ノ返還ヲ命ズル外、必要ガアレバ國民勞務手帳ニ代ル證明書ヲ従業員ニ交付シテ、其ノ就業ニ差支ヘナイヤウニスル旨ノ答辯ガアリマシタ
次ニ労働者年金保険法案ニ付テ申上ゲマス、本法案ノ老齡、癱疾ハ死亡ノ事項ガ、労働者ニ取ツテ其ノ生活上不斷ノ脅威タルニ鑑ミ、年金保険ノ制度ニ依ツテ、其ノ生活ヲ保障シ、以テ生産力擴充ノ基本タル労働力ノ保全、増強ヲ圖リ、産業能率ノ増進ヲ期シ、以テ高度國防國家體制ノ確立ニ貢献セントスルモノデアリマス、此ノ法案ニ

付キマシテハ、委員各位ヨリ立法ノ基本ノ理念、他ノ社會保險制度トノ關係、積立金ノ運用方針、其ノ他本法案ノ内容ニ付キマシテ詳細ニ質問ガナサレ、厚生行政全般ニシテ養老年金制度ヲ創設スル意思ハナイカシテ、其ノ爲ニ其ノ效果ガ減殺セラレル傾向アル旨ノ答ヘガアリマシタ、第二ニ、此ノ種類ノ制度ニ於テハ從來兎角手續ガ複雜デ、其ノ爲ニ其ノ效果ガ減殺セラレル傾向ガアルガ、本制度ノ運用ニ當ツテハ、出來得ル限り其ノ簡易化ヲ圖ルベシト云フ要望ガアリマシタ、第三ニハ、今日既ニ四十歳以上ニ達シテ居ル勞働者ハ、養老年金ノ支給ヲ受ケルコトガ出來ナイガ、氣ノ毒デハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ保険ノ制度上養老年金ノ支給ハ出來ナイガ、是等ノモノト雖モ三年以上居レバ、廢疾給付ヲ受ケルコトガ出來ル、又貯退手當金ニ付テハ特ニ其ノ支給條件ヲ緩和シ、又過去ノ勤続年數ヲ考慮シテ支給額ノ增加ヲ行ヒ、以テ不十分デハアルガ、其ノ救濟ノ關シタ所、兩法案トモ原案通り滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)

ノ鐵鋼生産力擴充ニ關スル開議決定ノ趣旨

ヲ關係各廳ト協力シ、熱意ヲ以テ全面的ニ

是ガ實現ニ努力致シタイ、又只今ノ所デハ

鐵及ビ石油ノ補給狀況ハ、國防上何等ノ不

安ハナイト考ヘテ居ルト云フ、力強イ言明

ガアツタノデアリマス

最後ニ日鐵ノ所要資金ハ十六年度三億、

十七年度五億七千万圓ノ豫定デアルガ、果

シテ豫定通り資金ノ獲得が出来ルカ、又日

鐵ハ設備擴張等ノ爲メ、昭和十三年度以來

利益率漸次低下シ、現在ハ自己資本ニ對シ

六分トナツテ居ルガ、七分配當ヲ持続スル

コトガ出來ルカトノ質問ニ對シマシテ、大

藏大臣ヨリ資金ノ調達ニ付テハ、融資命令

等ノ發動ニ依ツテ積極的ニ援助スル積リデ

アリ、又配當ハ政府持株ノ減配其ノ他ノ方

法ニ依ツテ、七分ヲ維持スル方針デアルト

ノ答辯ガアリマシタ

質問ヲ終リマシテ、直チニ討論及び採決ニ入リマシテ、討論ヲ省略致シマシテ、全會一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、此ノ段御報告申上ダマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開

クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(小山松壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開

クニ御異議アリマセヌカ

ス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議

案全部ヲ議題ト致シマス

セス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ

通り可決確定致シマシタ(拍手)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマ

セス、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ

通り可決確定致シマシタ(拍手)

一 恩給法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 義務教育費國庫負擔法中改正法律案

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月十五日

委員長 林 平馬

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

削除シ、又事實上ノ婚姻關係ニアル遺族ノ扶助料權ヲ喪失セシムル場合ニヘ、恩給審

會會ニ諮詢セズニ、裁定官廳單獨ニ之ヲ要

失セシムルコトガ出來ルヤウニスルト云フヤ

ニ陸軍兵長及ビ副看守長ノ制度ノ制定ニ伴

ヒ、恩給法ノ規定ヲ整備トナツテ居ルノモ相當ノ恩給ヲ給スルヤウニスルト云フヤ

ウナ點デアリマス

次ニ義務教育費國庫負擔法中改正法律案

及ビ小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

ノ整理ニ關スル法律案(政府提出)

小學校令ノ國民學校令ノ規定ヲ引用シテ

居リマス條文等ニ付テ、ソレドヽ之ヲ國民

學校令ノ規定ニ置キ換ヘル等、必要已ムヲ

得ザル限度ニ於テ條文ノ整理ヲナサントス

ルモノデアリマス

是等ニ關スル委員會ハ、二月七日カラ本

月一日ヨリ實施スル豫定トナツテ居ルノ

デ、義務教育費國庫負擔法及ビ恩給法其他

ノ法律中、現行小學校令ノ規定ヲ引用シテ

居リマス條文等ニ付テ、ソレドヽ之ヲ國民

學校令ノ規定ニ置キ換ヘル等、必要已ムヲ

得ザル限度ニ於テ條文ノ整理ヲナサントス

ルモノデアリマス

法規ニ反シタリ、過去ノモノト均衡ヲ失スル
又意見ノ不一致ハ面白カラヌコトデアルカラ
ラ、今後出來ルダケ斯カルコトノ起ラヌヤ
ウニ工夫スルトノ答辯ガアリマシタ
又市町村吏員ト官吏トノ差ハ殆ドナイン
ミナラズ、市町村吏員ハ其ノ事務方極メテ
劇務デアルニ拘ラズ、俸給ハ餘リ演給デア
ルカラ、公務員恩給法ヲ制定シテ、國家ハ
之ニ報イル必要アリト思フガ如何トノ質問
ニ對シテハ、市町村吏員ノ劇務ナルコトハ
能ク承知シテ居ルカラ、十分研究シテ見タ
イトノ答辯ガアリマシタ
次ニ會社、諸法人等各種ノ團體カラ俸給
ヲ受ケテ居ル者ニ付テハ、國ノ恩給ヲ辭退
セシメテハドウカト云フ質疑ニ對シマシテ
ハ、恩給權ヲ辭退セシヌルト云フコトハ、色
色ナ事情デ一般ニ之ル獎勵スルコトハ困難
デアリ、又多額ノ所得アル者ノ恩給ハ、昭
和八年以來或ル程度停止セラレテ居リ、而
モ昭和十五年ニ法律ヲ改正シテ、此ノ停止
率ヲ増シタ關係モアルノデ、今回ノ改正デ
ハ此ノ點ニ觸レナカツタト云フ答辯ガアリ
マシタ

ラ、一流會社ニ比シテハ安クハナイガ、他ノ類似ノモノニ比シテハ高イトハ思ハヌトノ答辯ガアリマシタ
又監獄職員ハ其ノ職務柄社會ト直接交渉ナク、隨テ世間ヨリ忘レラレ勝チデ、現在ニ於テモ之ヲ同種ノ官吏ニ比シ待遇ガ最モ薄イ、仍テ少クトモ之ヲ一般ノ標準マズ引上ゲル御意思ナキヤトノ質問ニ對シテ、政府委員ヨリ、監獄職員ニ對シテハ、待遇改善ノ必要ナルコトヲ痛感シテ居ルトノ答辯ガアリマシタ、又義務教育ニ於テ國體ニ關スル事項ノ取扱ニ付テハ甚ダ不徹底デアル、政府ハ宜シク右ニ關スル方針ヲ明示シ、且ツ之ニ關係アル設備等ニ付キテモ最善ノ手段ヲ盡シ、教育者ヲシテ誤ラシメザルヤウ努メラレタイガ如何トノ質問ニ對シ、文部大臣ヨリ、將來善處スペキ旨ノ御聲明ガアリマシタ

通科ハ廢止サレテ國民學校高等科トナル、尚ホスカルヲ併置シテモ差支ヘナイノカ、尙ホスカル青年學校ニ國民學校高等科ヲ併置シ、各奏年學校ニ於テハ其ノ青年學校長ヲシテ國民學校高等科ノ校長ヲ兼任セシメ、且又青年學校ノ教諭ト國民學校訓導ハ何レヲ本務トスルモ其ノ兼任ヲ認メ、無條件無試験檢定ニ依ツテ其ノ資格ヲ與ヘ、現在茲ニ將來ニモ之ニ從事スル教員ヲシテ不安ナカラシムベバナラスト思フガ、政府ノ之ニ對スル考へハドウカトノ賢明ガアリマンシタ、之ニ對テ政府ハ、青年學校ニ國民學校高等科ヲ併置スルコトヲ認メル、其ノ場合ハ其ノ青年學校ノ校長ヲシテ國民學校高等科ノ校長ト兼ネシメル、尙ホスカル場合ニハ青年學校教諭ノ資格ヲ無試験檢定ニテ與ヘ、國民學校令ノ發令ト同時ニ遲クモ三月下旬頃ニハソレ等ノ規定ヲ整備シテ、以テ現在從事シテ居ル教員等ニ不安ナキヤウニ取違ブ積リデアルトノ答辯ガアリマシタ
又近時共產思想ニ傾ク者少カラザル傾向ガアルガ、之ヲ防止スル對策ハ、單ナル體的壓抑學、主義ノミニ止マラズ、日本精神ヲ徹底ニ拂拭スルコトニアルト思フガ如何トノ質問ニ對シ、文部大臣ハ全ク同感デアル、何レモ其ノ實現ヲ期シタイトノ意味ノ御答辯ガアリマシタ
又近時校長競爭ノ弊甚大ナルハ、教育上極メテ遺憾デアル、其ノ由ツテ生ズル所以ノモノハ、奏任官ヲ拔擢スル場合、成績ノ優秀ナル者ト云フ、極メテ不明瞭ナル制限

來タ者ハ皆奏任官ニスベキデアルガ如何ト
ノ質問ニ對シテ、政府ハ洵ニ御尤モデアリ
マス、仍テ今回ハ小學校ニ教頭ナル職名ヲ
設ケ、校長デナクトモ奏任官トナリ得ル途
ヲ開キマシタ、尙ホ優秀ナル者云々ニ付キ
テハ、洵ニ御尤モデアリマスカラ、豫算其
ノ他ノ關係トモ覗合ハセテ善處シタイト思
フドノ答辯ガアリマシタ、右ノ質疑ノ外重
要ナル質疑ガ極メ多カツタノデアリマス
ガ、一々御報告出來兼ネマスノデ、詳細ハ
速記錄ヲ御覽顧タヒイト思ヒマス

以上ニ依リ質疑ヲ終了シ、三案ヲ一括シ
テ討論ニ入りマシタ所、宮本委員ヨリ討論
ヲ用ヒズ採決サレタシトノ動議ガアリ、異
議ナキモノト認メ、採決ノ結果、滿場一致
三案トモ原案通り可決致シマシタ、此ノ段
御報告致シマス(拍手)

○議長(小山松壽君) 三案ノ第二讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○服部崎市君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（小山松壽君） 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ閉キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

恩給法中改正法律案 第二讀會(確定議)
義務教育費國庫負擔法中改正法律案
小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定

第一讀會(確定議)

ノ整理ニ關スル法律案
ノ整理ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

○議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリマ
セヌ、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)是ニ
テ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議事
日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是
ニテ散會致シマス

午後五時四十一分散會